

さて、英語などの外国語通訳はその必要性が当然として扱われる一方、手話通訳は未だに「特別な配慮」、「無駄なコスト」と取り扱われる例が多い。これは、手話は言語であるという認識が十分に広まっていないため、外国語通訳は「高度な言語能力と専門技術を要する仕事」として取り扱われるのに対し、手話通訳は「ボランティア活動の一環」として捉えられる傾向にあるからである。聴覚障害者が合理的配慮として手話通訳の配置を希望しても、手話通訳者の役割や意義の理解不足のため、あるいは予算がないとの理由で拒否されることがほとんどである。

事業者による手話通訳者の役割や意義の理解不足のために手話通訳の配置を拒否された例としては下記のようなものがある。

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ030294370Q8A510C1AC1000/>

(障害者に手話通訳手配せず 職員 7 人処分、大阪府 別紙参照)

手話に関する施策の推進に関する法律第 10 条「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」の規定に従い、府内のすべての事業者到手話通訳者の役割や意義を周知徹底するよう働きかけてください。

※大阪府手話言語条例によれば、事業者について、「主に民間事業者を想定しているが、行政機関を除外するものではない。」とのことであるので、まず大阪府の各部署について手話通訳者の役割や意義を周知徹底すべきであることはいうまでもない。

日本経済新聞 障害者に手話通訳手配せず職員 7 人処分、大阪府 2018 年 5 月 10 日

聴覚障害のある女性から、動物取扱業の登録更新手続きの際に手話通訳の手配を依頼されたのに職員が応じなかったのは障害者差別に当たるとして、大阪府が当時の担当職員ら 7 人を訓告などの処分としていたことが 10 日、分かった。処分は 3 月 8 日付。

府は「手配は可能なのに、要請を放置したのは不適切だった」と女性に謝罪した。

府によると、女性は 2016 年 11 月、翌年の更新手続きで手話通訳を府が手配するよう環境農林水産部の職員に依頼。更新前の 17 年 7 月にもメールで問い合わせたが、府側は過去の対応を参考に筆談での対応を求め、女性は自ら通訳を手配して登録更新した。

女性は「通訳の依頼を拒否するのは障害者差別ではないか」と府に相談。府は昨年 8、女性に謝罪した。

障害者差別解消法は障害を理由とした不当な差別を禁じ、過度な負担の無い範囲で設備やサービス提供の方法などを整える「合理的配慮」を自治体などに義務付けている。(共同)

45. 手話通訳派遣事業者の質を評価するためのシステムづくりをすすめてください。

<2024 年度回答> なし

<要求実現に向けた思い・資料>

手話通訳者は手話言語を母語とするろう者と手話言語以外の言語(主として音声日本語)を母語とする人の意思疎通に欠かせない存在である。ろう者は手話通訳者を介して意思疎通をするのであるから、手話通訳者は一定レベルの手話通訳技術を有していなければならず、一定レベルに達しない者を手話通訳者として認めることはろう者の権利の保障を損ない、社会参加を阻むものであってそれ自体がろう者に対する差別というべきである。

大阪府の場合、大阪府聴覚障がい者に対する手話通訳者の確保に関する要綱第 6 条の定めるところにより、大阪府および大阪市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、八尾市、寝屋川市、吹田市と共同で大阪府手話通訳者登録試験を実施し、同要綱第 7 条の定めるところにより当該試験に合格した者等を大阪府登録手話通訳者として認め、意思疎通支援者の派遣の対象となる者からの依頼に応じて大阪府登録手話通訳者を派遣することにより一定レベルの手話通訳技術を有する手話通訳者の派遣を実施しているところである。

上述のとおり、手話通訳派遣事業は、社会福祉法第 2 条において定義される第二種社会福祉事業であって、ろう者の社会参加の権利保障を目的とする事業であるが、近年、手話通訳ニーズが増加し、手話通訳派遣事業を行う民間団体が増えてきており、多様な団体の参入が認められるようになっている。このような状況の中で、手話通訳業務の重要性や手話通訳能力の不十分さを認識しないまま、少し手話が出来る程度レベルの者が手話通訳者として派遣される例が増え、結果として、ろう者に対する情報保障が十分になされず、社会参加を阻まれ、ろう者の権利が侵害される例が増えている。

民間団体のほうがコストがかからないから、といった理由で民間団体に手話通訳派遣を依頼し大阪府手話通訳者登録試験に合格しておらず一定レベルの手話通訳技術に達しない手話通訳者が派遣されてき

た結果、ろう者に対する情報保障が十分になされなかった、という例は大阪府官公庁主催の行事や会議などでも多く出ている有様で、大阪府手話通訳者登録試験をなぜ実施しているのということをまず大阪府自身が理解しておらず誠に遺憾千万である。

とはいうものの、

1) 手話通訳者の役割や意義が十分に理解されていない

2) 手話言語を使用しない人から見たときに、手話通訳者の有する手話通訳技術の良し悪しが判断できない

といった課題があるのもこれまた事実である。

1) については別途、要望 4-4-③にて要望済みであるのでそちらを参照されたい。

2) については手話言語の使用しない人であっても手話通訳派遣事業を行う団体の評価が分かるよう「福祉サービス第三者評価事業」等を参考に手話通訳派遣事業者の質を評価するためのシステムをろう者当事者と共に作成し、手話通訳派遣事業者を選択する際に、それぞれの事業者の特徴などを把握し、比較・検討できるようにすることで、より良い手話通訳派遣事業者を選択することができるようになるといった対応が考えられるところである。上記観点から標記の通り要望するものである。

(参考資料 手話通訳派遣事業者の評価基準の一例 一般社団法人 日本手話通訳士協会による)

1. 手話通訳設置・派遣サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	評価細目	評価基準
I-1 手話通訳設置・派遣サービスの基本方針	I-1-(1) 手話通訳設置・派遣サービスの実施に関する基本姿勢が明文化されている	I-1-(1)-① 手話通訳設置・派遣事業経営の理念が明文化されている	a 経営母体の定款等に記載されている目的と、それに基づくサービスの実施にあたっての理念を明文化している
			b —
			c 経営母体の定款等に目的は掲載されているが、それに基づくサービスの実施にあたっての理念を明文化していない
		I-1-(1)-② サービス実施機関としての基本方針が明文化されている	a 経営理念に基づくサービス実施機関の方針を明文化している
			b —
			c 経営理念に基づくサービス実施機関の方針を明文化していない
		I-1-(1)-③ 経営理念や基本方針の内容は適切である	a 経営理念や基本方針に、役割や機能を具体的に記載している
			b —
			c 経営理念や基本方針に、役割や機能を具体的に記載していない
	I-1-(2) 理念や基本方針を内外に周知している	I-1-(2)-① 経営理念や基本方針を職員に周知している	a 経営理念ならびに基本方針のいずれも、記載されている書面を職員に配布する他、周知するために積極的な取り組みを行っている
			b —
			c 経営理念ならびに基本方針のいずれも、記載されている書面を職員に配布しているが、それ以外の取り組みを行っていない
		I-1-(2)-② 経営理念や基本方針を利用者に周知している	a 経営理念や基本方針を会報や印刷物に掲載し、配布をしている他、利用者やその家族に理解してもらうための取り組みを行っている
			b —
			c 経営理念や基本方針を会報や印刷物に掲載し、配布をしているが、それ以外の具体的な取り組みは行っていない
I-2 サービス実施機関の運営	I-2-(1) 機関の運営に関する諸規程が定められている	I-2-(1)-① 機関内の組織について、職制・職務分掌を明確にしている	a それぞれの業務に対する分担や責任の所在を明確にした規定が定められており、職員が理解するための取り組みを行っている
			b —
			c それぞれの業務に対する分担や責任の所在を明確にした規定が定められているが、職員が理解するための取り組みを行っていない
		I-2-(2)-① サービスの質の向上に向けた検討が行われている	a 実施するサービスの質の向上を目的とした委員会(例、QC委員会)等を組織して、定期的かつ継続的に検討を行っている
			b 実施するサービスの質の向上を目的とした委員会等を組織しているが、定期的かつ継続的に検討を行っていない
			c 実施するサービスの質の向上を目的とした委員会等を組織していない
	I-2-(2) 機関の運営が適切に行われている	I-2-(2)-② サービスの質の向上に向けた取り組みが行われている	a 検討内容や結果が記録されているとともに、検討結果が業務改善に反映されている
			b 検討内容や結果が記録されているが、検討結果が業務改善に反映されていない
			c 検討結果や結果が記録されておらず、業務改善への反映もされていない
		I-2-(2)-③ 業務改善に関する職員の意見を把握している	a 機関の責任者は、定期的な会議や委員会の他に、「業務改善提案書」を職員から募集する等、業務改善に関する取り組みを行って職員の意見を継続的に把握している
			b —
			c 機関の責任者は、定期的な会議や委員会において業務改善に関する職員の意見を把握していない
	I-2-(2)-④ 職員の意見に基づき業務改善がなされている		a 職員の意見に基づき業務改善がなされている
			b —
			c 職員の意見に基づき業務改善がなされていない

I-3 計画の策定	I-2-(3) 利用者の意見を大切にしている	I-2-(3)-① 機関の運営に関して利用者の意見を聞くための取り組みを行っている	a	日常的に利用者と接する場面で利用者の意見を聴取する他、利用者の会や家族会において利用者の意見を聞く等の取り組みを行っている
			b	—
			c	日常的に利用者と接する場面で利用者の意見を聴取する以外には、利用者の意見を聞く等の取り組みは行っていない
		I-2-(3)-② 利用者の意見を取り入れるための検討を行っている	a	出された意見については必ず検討が行われており、その対応について利用者の会や家族会への説明や報告がなされている
			b	出された意見については必ず検討が行われているが、その対応について利用者の会や家族会への説明や報告がなされていない
			c	出された意見について検討がなされていない
	I-3-(1) サービスの質の向上に向けた中・長期的な計画を策定している	I-3-(1)-① 実施するサービスに関する中・長期的な課題を把握している	a	サービス内容やサービス実施体制について分析を行い、中・長期的な課題や問題点を把握している
			b	サービス内容やサービス実施体制について分析を行っているが、中・長期的な課題や問題点を把握していない
			c	サービス内容やサービス実施体制について分析を行っていない
		I-3-(1)-② 課題や問題点に対する取り組みの計画を策定している	a	目標を設定するとともに、その目標に向けた取り組みに関する3年間程度の年次計画を策定している
			b	目標を設定しているが、その目標に向けた取り組みに関する3年間程度の年次計画を策定していない
			c	目標を設定していない
	I-3-(2) サービスの質の向上を意図した事業計画を策定している	I-3-(2)-① 当該年度の事業計画が適切に策定されている	a	当該年度の事業計画が具体性のある内容で策定されており、目標に向けた取り組みに関する年次計画も具体的に反映されている
			b	当該年度の事業計画が具体性のある内容で策定されているが、目標に向けた取り組みに関する年次計画も具体的に反映されていない
			c	当該年度の事業計画が具体性のある内容で策定されていない
		I-3-(2)-② 事業計画の実施状況に関する評価を行っている	a	職員及び利用者の意見を聞く等、当該年度の事業計画に関する実施状況及び結果の評価が行われている
			b	職員の意見を聞いて、当該年度の事業計画に関する実施状況及び結果の評価が行われている
			c	当該年度の事業計画の実施状況及び結果に関する評価が行われていない
I-4 職員の資質向上	I-4-(1) 職員の質向上に向けた基本姿勢を明示している	I-4-(1)-① 職員の質の向上に関する目標を設定している	a	機関・経営母体として職員の知識や技術等の習得に関する目標を明文化している
			b	—
			c	機関・経営母体として職員の知識や技術等の習得に関する目標を明文化していない
		I-4-(1)-② 研修を推進していくための担当者を設置している	a	機関として職員研修を一元的に推進するための担当者を設置している
			b	—
			c	機関として職員研修を一元的に推進するための担当者を設置していない
	I-4-(2) 職員の研修体制が確立している	I-4-(2)-① 職員の研修ニーズに基づく研修計画を策定している	a	担当者により、職員一人ひとりに修得が必要とされる知識・技術が把握され、その修得に向けた研修計画が策定されている
			b	—
			c	担当者により、職員一人ひとりに修得が必要とされる知識・技術の把握に基づく研修計画が策定されていない
		I-4-(2)-② 研修計画に基づく研修機会を確保している	a	研修計画に基づく研修機会が確保されており、担当者による研修成果の評価が行われるとともに次の研修計画に反映されている
			b	研修計画に基づく研修機会が確保されているが、担当者による研修成果の評価が行われていない
			c	研修計画に基づく研修機会が確保されていない

II. 地域等との関係

評価分類	評価項目	評価細目	評価基準
II-1 地域社会との 連携	II-1-(1) 地域とのつな がり強める ために行っ ている	II-1-(1)-① 必要な社会資源を明 確にしている	a 自らの機関等の役割や機能を達成するために必要となる関係諸 機関・団体等が明確になっている
			b —
			c 自らの機関等の役割や機能を達成するために必要となる関係諸 機関・団体等が明確になっていない
		II-1-(1)-② 関係機関・団体等と の連携を図るための 取り組みを行っ ている	a それぞれの関係諸機関・団体とのかかわり方を明確にし、そ れぞれに応じた連携を図るための定期的・具体的な取り組みを行 っている
			b —
			c 関係諸機関・団体とは適宜、必要に応じた連携の機会を確保し ている
II-2 聴覚障害者問 題・手話等の 啓発	II-2-(1) 手話学習等の 協力要請に応 えるための取 組みを行っ ている	II-2-(1)-① 地域の関係機関・団 体等からの手話学習 等の協力要請に応 えるための取 組みを行っ ている	a 地域の関係機関・団体等の手話学習等への協力の必要性を明文 化し、協力要請に応える取り組みを行っている
			b —
			c 地域の関係機関・団体等の手話学習等への協力の必要性は明文 化していないが、協力要請に応える取り組みを行っている
		II-2-(1)-② 手話学習等の要請に 協力するための取 組みを地域の関係機 関・団体等に周知し ている	a 手話学習等の要請に協力するための取り組みを地域の関係機 関・団体等に周知している
			b —
			c 手話学習等の要請に協力するための取り組みを地域の関係機 関・団体等に周知していない
	II-2-(2) 学習計画を策 定し、効果的 な指導ができ る取り組みを 行っている	II-2-(2)-① 対象、場面にあった 学習計画を策定して いる	a 小・中・高等学校、病院、企業等対象者や対象に合った学習計 画を策定し、適切な学習が進められている
			b —
			c 小・中・高等学校、病院、企業等対象者や対象に合った学習計 画を策定し、適切な学習が進められていない
		II-2-(2)-② 利用者の意見を盛り 込んだ学習計画を策 定している	a 利用者の意見を聴取し、学習計画に反映させている
			b —
			c 利用者の意見を聴取し、学習計画に反映させていない
II-3 福祉人材の育 成	II-3-(1) 実習生の受け 入れが適切に 行われている	II-3-(1)-① 実習生の受け入れに 関する基本的な考え を明示している	a 実習生の受け入れに関する機関としての基本的な考え方や方針 が明文化されている
			b —
			c 実習生の受け入れに関する機関としての基本的な考え方や方針 が明文化されていない
		II-3-(1)-② 実習生を受け入れる 体制が整備されて いる	a 実習生の受け入れにあたり担当者を選任し、説明資料の作成の もとにオリエンテーションを行っている
			b 実習生の受け入れにあたり担当者を選任していないが、説明資 料の作成のもとにオリエンテーションを行っている
			c 実習生の受け入れにあたり担当者を選任していないし、説明資 料の作成のもとにオリエンテーションも行っていない
		II-3-(1)-③ 効果的な実習を行う ための工夫がなされ ている	a 実習目的に応じて、効果的な実習が行われるための工夫をして いる
			b —
			c 実習目的に応じて、効果的な実習が行われるための工夫をして いない
		II-3-(1)-④ 実習生の受け入れに あたり、サービス利 用者の意向を尊重し ている	a 実習生の受け入れにあたり、提示するとともに利用者の会・家 族会等で事前に説明し、実習生を忌避する利用者等に対する配 慮を行っている
			b —
			c 実習生の受け入れにあたり、提示や利用者の会・家族会等での 事前説明をしていない
	II-3-(2) 地域の手話サ ークル活動 への支援方針 を明示してい る	II-3-(2)-① 地域の手話サークル 活動への支援計画を 策定している	a 地域の手話サークル活動を支援する方針や支援計画を明示して いる
			b —
			c 地域の手話サークル活動を支援する方針や支援計画を明示して いない
		II-3-(2)-② 地域の手話サークル 活動への支援が適切 に行われている	a 地域の手話サークル活動を支援する姿勢があり、適切に行われ ている
			b —
			c 地域の手話サークル活動を支援する姿勢見られない

Ⅲ. 対等なサービス利用関係の構築

評価分類	評価項目	評価細目	評価基準
Ⅲ-1 サービス開始 時の対応	Ⅲ-1-(1) 手話通訳を行う 場合のアクセ スが容易に なるよう配慮 されている	Ⅲ-1-(1)-① 手話通訳依頼のため の情報提供がされて いる	a 依頼方法や手話通訳者についての情報は、パンフレット配布やインターネットでの発信、障害者団体への案内等さまざまな方法によって十分提供されている
			b 依頼方法や手話通訳者についての情報は、問い合わせに応じて提供されている
			c 依頼方法について特に情報提供はしていない
		Ⅲ-1-(1)-② 手話通訳依頼は、適 宜、容易に行えるよ う配慮されている	a 依頼は、来所、FAX、メール、電話、郵送、手話通訳者の報告等あらゆる手段でできるよう配慮されている
			b 依頼は緊急時に備え緊急通報FAX用紙、メールが整備されている
			c 依頼は、来所、郵送等で押印が必要である
		Ⅲ-1-(1)-③ 手話通訳依頼の受付 時間は緊急対応に配 慮がある	a 依頼から派遣までの機関や受付時間に決まりはあるが、派遣時間外でも緊急やむをえない場合は、対応が配慮されている
			b 依頼から派遣までの機関や受付時間に決まりはあるが、派遣時間内で緊急やむをえない場合は、対応が配慮されている
			c 依頼から派遣日までの期間や受付時間に決まりがあり、緊急対応に配慮がない
	Ⅲ-1-(2) 手話通訳派遣 を行うための 配慮がされて いる	Ⅲ-1-(2)-① コーディネートをする 設置通訳者がある	a 設置通訳者には厚生労働省認定の手話通訳士を配置し、コーディネートしている
			b 設置通訳者には都道府県認定の手話通訳者を配置し、コーディネートしている
			c a及びbに該当する職員が配置されていない
		Ⅲ-1-(2)-② 手話通訳内容に関す る情報収集と情報の 整理、事前に資料等 の入手や情報収集が できている	a 手話通訳内容、日時、場所、待ち合わせ時間等の確認ができおり、事前に資料の入手や情報収集がある
			b 手話通訳内容、日時、場所、待ち合わせ時間等の確認ができているが、事前に資料の入手や情報収集がない
			c 手話通訳内容、日時、場所待ち合わせ時間の確認及び資料等の入手や情報収集ができていない
		Ⅲ-1-(2)-③ 利用者の理解と手話 通訳方法の検討及び 手話通訳者への伝達 ができている	a 訴えの内容や意図が確認でき、コミュニケーション方法の検討や手話通訳者への伝達がある
			b ー
			c 訴えの内容や意図が充分につかめず、コミュニケーション方法の検討や手話通訳者への伝達できていない
		Ⅲ-1-(2)-④ 手話通訳の場所にお ける物理的、心理的 条件に関する情報収 集と検討がなされて いる	a 事前に手話通訳環境の整備に関する情報収集と調整があり、現場でのストレスが小さい
			b 事前に手話通訳環境の整備に関する情報収集と調整はあるが充分でなく、現場でのストレスがある
			c 事前に手話通訳環境の整備に関する情報収集と調整はなく、現場でのストレスは大きい
		Ⅲ-1-(2)-⑤ 利用者の状況等に関 する情報を職員が共 有化している	a 利用者の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取り組みが行われ、効果が認められる
			b 利用者の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取り組みが行われているが、効果が認められない
			c 利用者の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取り組みが、行われていない
	Ⅲ-1-(3) 利用者の依頼 の主旨が明確 でない場合の 対応が適切に なされている	Ⅲ-1-(3)-① 手話通訳に関わる専 門職が設置されてい る	a 手話通訳士、手話通訳者又はろうあ者相談員等により、依頼の主旨を明確にするための支援があり、依頼の主旨について本人確認が行われている
			b 手話通訳士、手話通訳者又はろうあ者相談員等により、依頼の主旨を明確にするための支援があるが、依頼の主旨について本人確認が行充分でない
			c 利用者が充分理解しておらず、対応できていない

Ⅳ. 手話通訳設置・派遣サービス実施計画の確立

評価分類	評価項目	評価細目	評価基準
Ⅳ-1 手話通訳設置・派遣サービスの実施	Ⅳ-1-(1) 手話通訳利用者と関係者との調整	Ⅳ-1-(1)-① 手話通訳利用者及び関係者と手話通訳者との調整が適切におこなわれている	a 手話通訳者は自己紹介や、手話通訳目的の説明を適切に行い、利用者や、関係者との適切な関係を作ることができている、関係者との適切な関係作りが充分されている
			b 手話通訳者は自己紹介や、手話通訳目的の説明を適切に行い、利用者や、関係者との適切な関係を作ることができているが、関係者との適切な関係作りが不十分でない
			c 手話通訳者は自己紹介や手話通訳目的の説明を行っていない
		Ⅳ-1-(1)-② 手話通訳利用者のコミュニケーション方法の調整が行われている	a 利用者の属性を把握し、利用者に合わせたコミュニケーション方法を選択し、使用している
			b 利用者の属性の把握、利用者に合わせたコミュニケーション方法の選択と利用が十分ではない。
			c 利用者の属性を把握せず、利用者に合わせたコミュニケーション方法の選択をしていない
		Ⅳ-1-(1)-③ 手話通訳利用者及び関係者と手話通訳者が互いに配慮しあうことの確認ができています	a 聴覚障害者のコミュニケーション保障のため、手話通訳者がつくことを関係者に周知し、留意事項が守られている
			b 聴覚障害者のコミュニケーション保障のため、手話通訳者がつくことを関係者に周知しているが、留意事項は守られていない
			c 聴覚障害者のコミュニケーション保障のため、手話通訳者がつくことを関係者に周知していない
	Ⅳ-1-(2) 手話通訳の条件整備	Ⅳ-1-(2)-① 手話通訳を行なうための物理的条件の調整ができています	a 効果的な手話通訳を行うための、物理的条件がすべてそろっている
			b 効果的な手話通訳を行うための、物理的条件が不十分である
			c 効果的な手話通訳を行うための、物理的条件が整っていない
		Ⅳ-1-(2)-② 複数の手話通訳者が関わる通訳において、通訳者間の調整ができています	a 複数の通訳者が関わる通訳において、通訳者間で十分な調整が行われ効果的な通訳ができています
			b 複数の通訳者が関わる通訳において、通訳者間で調整が行われるが、効果的な通訳ができていない
			c 複数の通訳者が関わる通訳において、通訳者間で調整が行われていない
	Ⅳ-1-(3) 手話通訳中の調整	Ⅳ-1-(3)-① 場面に応じた通訳スタイルや方法が的確に選択されている	a 時、場所、場合に応じた通訳スタイルや方法が的確に選択されている
			b 時、場所、場合に応じた通訳スタイルや方法の的確な選択が十分ではない
			c 時、場所、場合に応じた通訳スタイルや方法が的確に選択されていない
		Ⅳ-1-(3)-② 手話・音声以外のコミュニケーション手段の選択・活用が的確である	a 手話通訳利用者が手話・音声だけでは十分なコミュニケーション保障を得られないため、手話以外のコミュニケーション手段を併用、十分なコミュニケーションが保障できている
			b 手話通訳利用者が手話・音声だけでは十分なコミュニケーション保障を得られないため、手話以外のコミュニケーション手段を併用したが、十分なコミュニケーションが保障できていない
			c 手話通訳利用者が手話・音声だけで十分なコミュニケーション保障を得られていないことがわからず、手話以外のコミュニケーション手段を併用しなかった
		Ⅳ-1-(3)-③ 通訳中、対象者に正しく伝わっているか確認できている	a 通訳中、フィードバックが十分されている
			b 通訳中、部分的にフィードバックがされている
			c 通訳中、フィードバックがされていない

V. 手話通訳設置・派遣サービス実施に関する評価と評価の反映

評価分類	評価項目	評価細目	評価基準
V-1 手話通訳設置・派遣サービス実施に関する評価	V-1-(1) 手話通訳設置・派遣サービスの実施に関する評価を行っている	V-1-(1)-① コミュニケーションが当初目的にそって充分保障できたか確認されている	a 依頼内容の達成状況に加えて、情報の交換の度合い、人間関係作りなどについて十分フィードバックが行われている
			b 依頼内容の達成状況についてのみフィードバックが行われている
			c フィードバックが行われていない
		V-1-(1)-② 利用者の情報がサービス実施計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある	a 利用者の状況の変化等に関する情報が、その利用者のサービス実施計画の責任者に確実に伝達されるための体制を整備している
			b ー
			c 利用者の状況の変化等に関する情報が、その利用者のサービス実施計画の責任者に確実に伝達されるための体制を整備していない
		V-1-(1)-③ 手話通訳実施計画に基づく実施状況に関する振り返りがなされている	a 利用者の情報をふまえ、あらかじめ定められた時期に、設定されている目標に対する実施・達成状況を評価している
			b ー
			c 利用者の情報をふまえ、あらかじめ定められた時期に、設定されている目標に対する実施・達成状況を評価していない
	V-1-(2) 手話通訳設置・派遣サービスの過程で発生したトラブル、課題への対応方法が確立されている	V-1-(2)-① 手話通訳過程で発生したトラブルへの対処方法について確認されている	a トラブルの原因、対処方法・予防方法が整っている
			b ー
			c トラブルの原因、対処方法・予防方法が整っていない
V-2 手話通訳設置・派遣サービス実施に関する評価の反映	V-2-(1) 評価結果を手話通訳設置・派遣サービス実施計画に反映している	V-2-(1)-① 手話通訳実施計画の見直しが行われている	a 実施・達成状況の評価をふまえて、必要な場合には実施計画の変更が行われている
			b ー
			c 実施計画の事後評価をふまえて、実施計画の変更が行われていない
		V-2-(1)-② 手話通訳実施計画の見直しにあたり、利用者等の意向に配慮している	a 実施計画の変更にあたっては、利用者や家族等に説明し、その意向を反映するとともに同意を得ている
			b ー
			c 実施計画の変更にあたって、利用者や家族等の意向を反映していない

VI. 利用者本位の手話通訳設置・派遣サービス実施

評価分類	評価項目	評価細目	評価基準	
VI-1 利用者のプライバシー等の保護	VI-1-(1) 利用者のプライバシー等を保護する工夫がなされている	VI-1-(1)-① 利用者のプライバシー等を保護する工夫がなされている	a	利用者のプライバシー等を保護するための工夫がなされている
			b	—
			c	利用者のプライバシー等を保護するための工夫がなされていない
VI-2 利用者の安心と安全の確保	VI-2-(1) 事故防止のための取り組みを行っている	VI-2-(1)-① 発生した事故を把握している	a	サービスの実施時に、発生した事故ならびに事故につながりそうな事例をすべて把握するために組織的な取り組みを行っている
			b	サービスの実施時に、発生した事故を把握するために組織的な取り組みを行っているが、事故につながりそうな事例の把握はしていない
			c	サービスの実施時に、発生した事故ならびに事故につながりそうな事例を把握するために組織的な取り組みを行っていない
		VI-2-(1)-② 事故防止のための具体的な取り組みを行っている	a	発生した事故事例や、事故につながりそうな事例を分析し、事故防止に向けた取り組みを行っている
			b	発生した事故事例や、事故につながりそうな事例を分析はしていないが、事故防止に向けた取り組みを行っている
			c	事故防止に向けた具体的な取り組みを行っていない
	VI-2-(2) 事故や災害発生の対応体制が確立している	VI-2-(2)-① 事故補償（賠償）を行うための方策を講じている	a	利用者に生じた損害等について、想定される保険事故に対応できる（補償）方策を講じている
			b	—
			c	利用者に生じた損害等について、想定される保険事故に対応できる（補償）方策を講じているが、一部対応（補償）できない事故がある

VII. 機関の運営管理

評価分類	評価項目	評価細目	評価基準	
VII-1 経営	VII-1-(1) 地域住民等の手話通訳設置・派遣サービスに対するニーズに対応している	VII-1-(1)-① 地域の手話通訳設置・派遣サービスのニーズを把握するための取り組みを行っている	a	機関として、地域の手話通訳設置・派遣サービスのニーズを把握するための取り組みを行っている
			b	—
			c	機関として、地域の手話通訳設置・派遣サービスのニーズを把握するための取り組みを行っていない
		VII-1-(1)-② 地域福祉ニーズに基づき新たな事業展開を図っている	a	把握した手話通訳設置・派遣サービスのニーズに基づいて、可能なものについては自機関における新たな事業に加えるなどの展開を図っているか、準備を行っている
			b	—
			c	把握したニーズに基づく事業展開や準備を行っていない
VII-2 人材の確保、養成	VII-1-(2) 経営状況を的確に把握している	VII-1-(2)-① 機関の経営状況に関する経営分析を行っている	a	手話通訳設置・派遣サービスの質を向上させることを目的とした経営状況の分析を行い、これを活用している
			b	—
			c	手話通訳設置・派遣サービスの質を向上させることを目的とした経営状況の分析を行っていない
	VII-2-(1) 人事管理の体制が整備されている	VII-2-(1)-① 人事に関する方針が定められている	a	職員の質の向上に向けた目標と整合性が確保された職員の採用・異動等、人事に関する方針が明文化されている
			b	—
			c	職員の質の向上に向けた目標と整合性が確保された職員の採用・異動等、人事に関する方針が明文化されていない
		VII-2-(1)-② 人事考課が明確かつ客観的な基準によりおこなわれている	a	定期的な人事考課を実施しており、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫や、職員の納得を得るための仕組みを整理している
			b	定期的な人事考課を実施しているが、客観性・公平性・透明性に対する工夫がなされていない
			c	定期的な人事考課を実施していない
	VII-2-(2) 職員に対する配慮がなされている	VII-2-(2)-① 職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている	a	福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しているか、組織として独自の総合的な福利厚生事業を実施している
			b	—
			c	福利厚生事業への取り組みを実施していない
VII-3 財務管理	VII-3-(1) 予算管理が適切に行われている	VII-3-(1)-① 事業計画と整合性のある予算編成を行っている	a	当該年度の事業計画を実施するために必要な予算編成がなされている
			b	—
			c	当該年度の事業計画を実施するために必要な予算編成がなされていない
		VII-3-(1)-② 予算編成にあたり、サービスや現場の実態と整合性を図るために職員の意見を聴取している	a	予算編成過程において職員の意見を聴取している
			b	—
			c	予算編成過程において職員の意見を聴取していない

46. 大阪・関西万博において、きこえない・きこえにくい人への情報提供を十分に行えたか当事者を交えて十分に検証を行い、結果を報告してください。

<2024 年度回答> なし

<資料>

EXP2025 大阪・関西万博公式ホームページの「アクセシビリティサービス&サポート」のページには、「万博会場はすべてがバリアフリー」と表記した上で、「パビリオンや施設の計画・設計・建設は、大阪府・市の条例、バリアフリー法など関係法令を順守しています。また、協会が策定した施設整備に関するユニバーサルデザインガイドラインにも適合しており、すべての来場者の方が安心安全に楽しんでいただけるよう、取り組んでいます。」と記載されている。

<https://www.expo2025.or.jp/universalinfo/>

「万博会場はすべてがバリアフリー パビリオンや施設の計画・設計・建設は、大阪府・市の条例、バリアフリー法など関係法令を順守しています。また、協会が策定した施設整備に関するユニバーサルデザインガイドラインにも適合しており、すべての来場者の方が安心安全に楽しんでいただけるよう、取り組んでいます。」と公式 Web サイトとに大きく謳われたものの、きこえない・きこえにくい人にとってはバリアフリーでしかなかった大阪・関西万博ではあるが、一方で、手話言語・口形と資料を同時に見ることができないなどの点に注目し開発された「しゃべり描きアプリ」（三菱電機）など新しい技術も登場した。

大阪府では、「地域共生社会」の実現をめざし、大阪ウィークにおいて、2025 大阪・関西万博会場にて子どもや高齢者、障害者を支える福祉分野における様々な活動を紹介し、万博のレガシーとして活動を府域に広げる「OSAKA から地域共生の未来をつくる」プロジェクトを実施したところである。

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090010/expo2025-chiikikyosei.html>）については、大阪・関西万博において、きこえない・きこえにくい人への情報提供を十分に行えたか当事者を交えて十分に検証を行い、結果を報告し、課題に対する解決方法について方向性を示し、きこえない・きこえにくい人が取り残されない「地域共生社会」の実現をめざすために、大阪府として取り組んでいただきたい。なお、大阪・関西万博について一般財団法人全日本ろうあ連盟より 2025 年日本国際博覧会協会の管轄省庁である経済産業省に下記のとおり要望を提出したところである。大阪府福祉部福祉総務課企画グループとして「地域共生社会」の実現をめざす際のご参考としていただければ幸いである。

2025 年 7 月 14 日 2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）への要望について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、私ども「きこえない・きこえにくい者」の社会参加促進に、ご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。

さて当連盟は、全国 47 都道府県に傘下団体を擁する全国唯一のきこえない者の当事者団体です。

2025 年 4 月 13 日に開幕した「2025 年日本国際博覧会」につきましては、その開幕前から大阪府に対し、傘下団体の大阪聴力障害者協会を通じて、きこえない者への情報保障の整備を求めてまいりました。バリアフリーに関するガイドラインは策定されたものの、開会式では手話言語による情報保障が行われず、当連盟および大阪聴力障害者協会には、以下の通りさまざまな意見が寄せられております。

つきましては、2025 年日本国際博覧会協会の管轄省庁である貴省に、これらの要望についてご相談させていただきたく、面談の場を設けていただけますようお願い申し上げます。加えて、2025 年日本国際博覧会協会様と直接、ご相談できるようお力添えをいただけますよう、お願いいたします。

2025 年は手話施策推進法元年となりますため、きこえない・きこえにくい者にもバリアのない万博にさせていただきたく、よろしく願いいたします。

記

- ・会場内を移動するための電動カート（パーソナルモビリティ）の貸出条件に、「聴覚障害者は安全面に不安がある」という理由で貸出不可と掲示されている。
- ・公式アプリで検索すると、手話通訳者がいると表示されるパビリオンに、実際には手話通訳者が配置されておらず、スタッフに尋ねても答えてもらえず。
- ・持ち物検査や入場制限、帰路の案内、パビリオンによっては試食や試飲などの無料サービスがあるが、プラカードによる文字での案内がなくすべて音声のみの案内で、きこえない者には内容が伝わらない。
- ・東西ゲートにあるアクセシビリティセンターには遠隔手話通訳システムがあるが、センター外へは持ち出せず、Wi-Fi にアクセスが集中すると通信が不安定になり、スムーズにつながらない。

47. デフスポーツの普及発展を図ってください。

- ① デフアスリートへの支援、競技環境の向上をはかり、もって、デフアスリートやデフアスリートを目指す者の可能性を広げることによりデフスポーツの普及・発展をめざす取り組みを行ってください。
- ② 東京2025デフリンピック終了後にレガシーを構築し、末永く継承するための取り組みを行ってください。

<2024 年度回答> なし

<要求実現に向けた思い・資料>

① デフスポーツとは？

きこえない人（ろう者）のスポーツをデフスポーツという。聴覚障害があることで、バランス感覚の異常、得られる情報量の少なさなどから練習や競技上で聞こえる人と比べて不利な面があることが研究で報告されている。例えば、団体スポーツではチームメイト同士の声かけ等で判断し次への動きをとる場面が多いが、それがきこえないと難しく常にチームメイトとのアイコンタクトが必要になる。加えて、個人スポーツでは競技中の風の音や打球音、競技用具の音なども判断材料となることがあるが、それが聴覚障害者にとっては1つのハンデとなる。競技上における「目に見えないハンデ」に対する視覚的な情報保障や手話言語によるコミュニケーションが必要で、きこえない人同士で競技をすることに意義がある。デフスポーツ・サポーター制度は、一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会が運営するデフアスリート（ろう者のスポーツ選手）への支援や競技環境の向上、デフスポーツの発展を目的とした取り組みである。

<「デフスポーツ・サポーター制度」の目的>

- ①デフスポーツの啓発と普及
- ②スポーツ手話通訳者等の育成
- ③全国ろうあ者体育大会（夏季、冬季）開催の支援
- ④デフリンピックやアジア大会等、国際大会への選手団派遣
- ⑤デフリンピック等国際大会の支援基盤の整備

手話に関する施策の推進に関する法律第12条第1項によれば「国及び地方公共団体は、手話文化の保存、継承及び発展を図られるよう必要な施策を講ずるものとする。」とされ、同条第2項によると、「前項の施策には、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを通じて手話文化の保存、継承及び発展を図られるようにするための取組が含まれるものとする。」とされるものであり、手話文化の保存、継承及び発展のためデフスポーツの普及・発展をめざす取り組みは地方公共団体の義務であるから大阪府としてデフスポーツ・サポーター制度の普及を含むデフスポーツの普及・発展を促進する施策を、行政責任で予算確保の上で行っていただきたい。

② デフリンピックとは？

デフ(Deaf)とは、英語で「きこえない」という意味で、デフリンピックとは国際的な「ろう者のためのオリンピック」である。デフリンピックは、オリンピック競技大会と同様に4年に1度世界規模で開催され、2025年の開催地に大会の歴史上、初めて日本が選ばれた。本大会は、1924年の第1回大会から数えて100目に当たる記念すべき大会であった。夏季大会と冬季大会がそれぞれ開かれ、ルールはオリンピック競技大会とほぼ同じであるが、きこえない人のために様々な工夫がされている。しかしながら、手足がなかったり車いすを使ったりする選手が出場するパラリンピックと比べ、デフリンピックは見た目がきこえる人と変わらず、きこえない選手たちがどのような工夫をして競技しているか伝わりにくい、また、デフリンピックはパラリンピックより認知度ははるかに低くスポンサーが少ないため経済的負担が大きかったり、遠征などで職場での休暇が取りにくかったりするなどといった課題がある。2025年1月に公表された都民のスポーツ活動等に関する調査結果（速報）によればデフリンピックの認知度は39.0%という結果で、まだまだ、認知度が低いと言わざるを得ない。

東京2025デフリンピックに限らず、世界各地で開催されるデフリンピックは障害の有無に関係なく多様性の持つ価値を共有し、共生社会の実現に向けてのきっかけとなりえるものである。大阪府として、引き続き、デフリンピックの趣旨に賛同し、4年に一度の開催ごとに啓発やイベントを実施するとともに、選手強化支援などを積極的に行い、デフリンピックにご理解、ご賛同を頂きスポーツの分野から誰もが個性を活かし、力を発揮できる共生社会の実現に向けて取り組んでいただきたい。

（参考資料 2025年デフスポーツ・サポーター制度 一般財団法人全日本ろうあ連盟による）



募集! デフスポーツ・サポーター

私たちの取り組み

- 1 デフスポーツの啓発、普及
デフアスリートの競技環境向上や、理解促進のための様々な啓発活動を行っています。
- 1 スポーツ手話通訳等の育成
スポーツ手話通訳者の養成や、デフアスリートの支援の輪を広げる取り組みをします。
- 1 全国ろうあ者体育大会(夏季・冬季) 開催
50年以上にわたり、「全国ろうあ者体育大会」を毎年、開催しています。
- 1 デフリンピックやアジア大会等、国際大会に選手団派遣
きこえない選手のオリンピックといわれる「デフリンピック」等に、選手派遣や支援をします。
- 1 デフリンピック等国際大会の支援基盤の整備
世界最高峰の大会を全国各地で盛り上げていきます。

お問い合わせ先



一般財団法人全日本ろうあ連盟 スポーツ委員会

HP : <https://www.jfd.or.jp/sc/> E-mail : jfd-sc-supporter@jfd.or.jp

〒162-0053 東京都新宿区原町3-61 桂ビル2階

TEL : (03)6302-1430 FAX : (03)6302-1449

映画を見て、手話を覚えて
応援しよう！



映画「みんなのデフリンピック」
デフスポーツ・デフリンピック普及啓発映画



ダイジェスト版はこちら

デフスポーツ・サポーター 制度について

2020東京オリンピック・パラリンピックをきっかけに、心のバリアフリーが促進され、パラスポーツへの関心が高まっています。しかし、きこえない人を取り巻く社会障壁やコミュニケーションバリアの解消は進んでおらず、デフスポーツの認知度や支援はまだまだ足りないのが現状です。

私たちは、デフアスリートへの支援や競技環境の向上を通して、きこえない選手や子どもたちへの可能性を広げ、デフスポーツの発展をめざしています。

その取り組みに、ご理解とご賛同をいただける皆さまに、サポーター入会をお願いしています。

ぜひ、私たちと一緒に『共生社会の実現』に取り組みませんか！

2025
デフスポーツ・サポーター
登録証



< サポーター区分 >

企業/法人	年登録料 1口 10万円
民間団体 ※ 町内会・PTA・学生サークルなど	年登録料 1口 3万円
個人	年登録料 1口 3,000円

- 登録期間は 当年 1月1日～12月31日です。
- サポーターの皆さまには登録証を贈呈いたします。
- サポーターのお申込みは下記二次元コードを読み取って、フォームからお願いいたします。

※当法人は一般財団法人のため、個人のご寄付に対する所得税の免除はありません

デフスポーツ・サポーター 申し込みの流れ



左の二次元コードを読み取る

↓ 上手く読み取れない方はこちらから
<https://www.jfd.or.jp/sc/supporter>

Google フォームより必要事項を入力後、送信してください

サポーター登録料を下記のいずれかの振込先へご入金ください
(振込手数料はご負担ください)

ご入金を確認できた方へ、随時領収書及び登録証をメールでお送りいたします

【デフスポーツ・サポーター 登録料 振込口座】

みずほ銀行 江戸川橋支店 普通 3043381
一般財団法人 全日本ろうあ連盟 理事長 石橋大吾
イッパンザイダンホウジン ゼンニホンロウアレンメイ
リジチョウ イシバシダイゴ

ゆうちょ銀行 記号・番号 11320-11776811
他金融機関から振り込む場合 店名 一三八(イチサンハチ)店
店番 138 普通 1177681
一般財団法人 全日本ろうあ連盟
イッパンザイダンホウジン ゼンニホンロウアレンメイ

個人情報の取り扱いについて

当サポーター申し込みでご記入いただいた個人情報は、当連盟担当部門で安全管理を徹底し、厳重に管理してまいります。

当連盟は個人情報を下記の目的に利用し、ご本人様の事前の同意なく当該目的を越えて利用することはいたしません。

(お客様の個人情報の利用目的)

ご記入いただきましたお客様の情報(住所、氏名等)は、当サポーターに関する発送業務(例:登録証等)・連絡業務(例:サポーター継続のお願い等)にのみ使用いたします。

お客様の情報につきましては、サポーターを退会、またサポーター期限を1カ月過ぎた後、適切に破棄いたします。

また、個人情報は、ご本人様の事前の同意がある場合、法令による場合、または裁判所、警察等の公的機関から開示を求められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

49. 介護保険優先原則（障害者総合支援法第7条）の廃止を国に強く働きかけてください。介護保険の対象となった障害者（40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者）が、障害福祉・介護保険のいずれを使うのかについては、本人の希望に沿って選択と自己決定による利用ができるようにしてください。

①要介護認定等の申請を行わない障害者に対し、障害福祉サービスの打ち切りを行わないよう、市町村に働きかけるとともに、「要介護認定の申請を行わない障害者に対して障害福祉サービスを打ち切るとは違法」と判示した岡山浅田訴訟の司法判断に沿い各市町村を指導するよう、国に求めてください。

②介護保険で不足するサービス量について、障害福祉サービスを上乘せするよう市町村を指導してください。また、市町村によっては、上乘せを認める対象者を「支援区分6・要介護度5以上」等の独自基準（ローカルルール）で制限しているところがあります。こうした基準をなくして希望する人にきちんと上乘せ支給が行われるよう市町村に働きかけてください。

<2024年度回答>

① 国適用関係通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」において、「市町村は、介護保険の被保険者である障がい者から障がい福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障がい福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断すること」とされています。

また、新たに令和5年6月30日付けで発出された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、「申請に係る障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合や介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。その際、障がい福祉サービスの利用を認める要件として、一定の要介護度や障がい支援区分以上であること、特定の障がいがあることなどの画一的な基準のみに基づき判断することは適切ではなく、障がい福祉サービスを利用する障がい者について、介護保険サービスへの移行を検討する際には、個々の障がい者の障がい特性を考慮し、必要な支援が受けられるかどうかという観点についても検討した上で、支給決定を行うこと」とされています。

大阪府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、これまでも市町村に助言を行っているところですが、引き続き市町村に対し働きかけてまいります。

②大阪府においては、従前より国適用関係通知を踏まえ、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等を適切に把握するとともに、介護保険の給付だけでは適切な支援が受けられない場合は、当該部分について個別ケースごとに実情を十分聞き取った上で適切な自立支援給付の支給決定を行うよう、また、要介護認定等の申請を行わない利用者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけるよう、市町村に助言を行っております。

<発言>

○2025年7月17日、千葉の天海正克さんの訴訟65歳になって、自立支援給付を打ち切られ、介護保険制度に移行する事で自己負担が生じたとして千葉市の決定の取り消しなどを求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第一小法廷で市の決定を違法とした二審・東京高裁が破棄され、高裁差し戻しになりました。先に訴訟が起きた岡山の浅田達夫さんの裁判は、一審・二審共に浅田さんの全面勝訴となり、岡山市が控訴を断念したため、2018年12月に判決が確定しました。この判決理由で明らかになったことは1. 障害者総合支援法と介護保険法では目的が異なる2. 一律な介護保険優先ではない3. 経済的理由は、個別の事情で介護保険優先をしない理由にあたると述べているにも関わらず、千葉市は「総合支援法第7条＝介護保険優先」を論拠としていまだに千葉の天海正克さんの訴訟は続いています。

厚生労働省は、2007年以降、介護保険を一律に優先せず、状況に応じて判断するよう市町村に通知、～障害者支援団体「きょうされん」が約550人に行った22年の調査では、65歳を迎えても障害福祉の継続利用や併用を認められている人は96%に上った。しかし、介護保険に移行・併用をしたうちの6割が

「自己負担が増えた」「ヘルパーの時間数が足りない」との声も多かった。社会保険制度に詳しいニッセイ基礎研究所の三原岳・上席研究員は「介護保険では障害者特有のニーズに対応しづらい。介護保険優先の原則を廃止し、当事者がサービスを選べるようにするべきだ」と話している」～朝日新聞 2025. 7, 18
「65歳になる前から障害者なのに、なぜ年齢によって支援内容が制限されたり、有料になる、僕は変わらないの？」介護保険の家事援助と総合支援法の家事援助はイコールではなく食事介助等身体介助も含むことが多い、障害を持つために社会参加をする支援は必要だが介護保険制度にはない、そもそも介護保険制度の介護と総合支援法の介助は目的が違う、似て非なるものである。障害を持つ者としての自己認識＝アイデンティティーを否定されているとしか思えないのです。

環境が作り出す障害と言うジャングルを切り開いて来た私たちに新たな「65歳介護保険移行」と言う課題をどうしていくか？もう時間がないというのが正直な気持ちです。

(肢障協：山内)

<資料> 大阪社保協調会

65歳以上障害者の介護保険優先問題①手帳取得者 2025年7月大阪社保協調調査

2025.3 未時点のデータ

		障害者手帳取得者数			65歳以上障害者数			障がい福祉サービス支給人数		介護保険利用者数	
		①身体	②知的	③精神	①身体	②知的	③精神	40-64歳	65歳以上	40-64歳	65歳以上
1	大阪市	135,072	37,561	データ整理中	不明	不明	不明	26,596	8,564	不明	不明
2	豊中市	14,025	4,025	5,162	10,579	165	813	2,404	506	未集計	未集計
3	池田市	2,971	849	1,397	2,177	30	219	509	146	不明	不明
4	豊能町	776	141	167	583	6	25	67	18	不明	不明
5	能勢町	491	204	150	373	56	29	62	19	不明	不明
6	箕面市	3,714	1,272	1,460	2,546	35	209	507	104	未把握	未把握
7	高槻市	12,753	4,121	4,923	9,540	203	724	1,640	318	不明	不明
8	島本町	1,059	310	448	804	22	58	未把握	未把握	未把握	未把握
9	茨木市	8,633	2,867	3,096	6,201	133	403	1,209	181	不明	不明
10	吹田市	12,015	3,499	4,153	8,740	156	543	1,899	377	不明	不明
11	摂津市	3,026	1,004	852	2,189	38	108	396	74	不明	不明
12	守口市	7,972	1,710	1,711	6,077	112	304	907	147	未把握	未把握
13	門真市	5,026	1,609	2,053	3,604	81	276	839	117	56	46
14	大東市	4,527	1,658	1,484	3,318	43	188	686	147	不明	不明
15	四条畷市	2,260	778	627	1,687	33	63	328	66	不明	不明
16	寝屋川市	9,300	3,224	3,203	6,912	164	444	1,505	242	52	67
17	枚方市	17,054	4,436	5,109	12,945	214	615	1,969	388	37	94
18	交野市	2,795	756	859	2,038	29	122	437	97	2	33
19	東大阪市	17,252	5,318	6,815	12,308	267	1,035	3,708	747	抽出困難	抽出困難
20	八尾市	10,125	3,463	3,947	不明	不明	不明	1,673	306	18	126
21	柏原市	2,676	760	895	2,043	38	121	370	89	不明	不明
22	松原市	4,691	1,796	1,728	3,621	123	240	774	145	不明	不明
23	羽曳野市	4,436	1,351	1,825	3,243	69	296	572	115	不明	不明
24	藤井寺市	2,277	736	696	1,689	32	81	371	111	不明	不明
25	大阪狭山市	2,110	656	683	1,402	21	92	298	122	不明	不明
26	富田林市	4,236	1,292	1,495	3,223	83	197	671	141	23	42
27	太子町	478	200	130	366	6	17	49	16	10	177
28	河南町	629	159	178	468	10	27	97	21	不明	不明
29	千早赤阪村	249	52	58	209	7	10	23	8	3	71
30	河内長野市	3,910	1,050	1,430	3,108	65	206	580	120	未把握	未把握
31	堺市	34,264	9,822	12,988	25,428	550	2,214	5,858	1,790	不明	不明
32	和泉市	6,864	2,119	2,348	5,027	88	395	1,131	272	41	113
33	高石市	1,992	597	769	1,501	35	145	330	99	13	46
34	泉大津市	3,280	949	910	2,480	96	94	361	119	抽出困難	抽出困難
35	忠岡町	619	183	200	463	14	35	104	44		
36	岸和田市	7,493	2,337	2,852	5,414	136	497	1,423	386	56	169
37	貝塚市	3,275	1,018	1,148	2,378	47	243	440	126	27	55
38	泉佐野市	4,060	1,284	1,244	2,948	91	215	632	246	-	-
39	田尻町	306	82	102	214	6	27	45	16	不明	不明
40	熊取町	1,606	430	427	不明	不明	不明	180	44	不明	不明
41	泉南市	2,567	959	724	1,883	62	115	384	84	不明	不明
42	阪南市	2,171	644	649	1,683	28	155	279	61	6	24
43	堺町	702	171	155	538	14	22	103	31	6	12
	合計	365,737	107,452	81,260	161,950	3,408	11,622	62,416	16,770	350	1,075

未提出自治体：豊能町、守口市、忠岡町

65歳以上障害者の介護保険優先問題②案内と教示

2025年7月大阪社協調査

		案内の仕方					最初のお知らせ						何回知らせるか	担当課
		電話	郵便	自宅等訪問	通知しない	その他	6ヶ月以上前	5ヶ月前	4ヶ月前	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	行っていない	
1	大阪市		○							○			1	障害福祉担当課
2	豊中市	○	○				12ヶ月前						2	障害福祉担当課
3	池田市	○										○	1	障害福祉担当課
4	豊能町			○			○						数回程度	障害福祉担当課
5	能勢町				○									決まっていない
6	箕面市	○		○		○	対象者に制度移行説明を電話または訪問にて行い、その後、地域包括支援センター職員とともに介護認定の手続きを案内。相談支援専門員へは1年前を目処に制度移行対象者である旨を連絡。			○	○		1	障害福祉担当課
7	高槻市	○	○							○			1	障害福祉担当課
8	島本町		○	○					○				1	障害福祉担当課 介護保険担当課 障害相談支援事業所
9	茨木市	○	○							○			2	障害福祉担当課 通知文の問合せ先は障害福祉課・介護保険課の両課
10	吹田市	○	○	○		○	契約相談支援員への説明			○			3	障害福祉担当課 障害相談支援事業所
11	摂津市					○	計画相談より個別説明	○					4	障害福祉担当課 障害者相談支援事務所
12	守口市													
13	門真市	○		○			36ヶ月前						3	障害福祉担当課
14	大東市			○			12ヶ月前						1回以上 相談員による	障害福祉担当課 障害者相談支援事業所
15	四条畷市	○		○			12ヶ月前						2回	障害福祉担当課
16	寝屋川市		○							○			1	障害福祉担当課
17	枚方市	○	○							○			1	障害福祉担当課
18	交野市			○			15ヶ月前						2	障害福祉担当課
19	東大阪市		○									○	1	障害福祉担当課
20	八尾市		○								○		1	障害福祉担当課
21	柏原市	○	○				計画相談と連携					○	1	障害福祉担当課 障害者相談支援事業所
22	松原市	○		○							○		3～4	障害福祉担当課
23	羽曳野市					○	65歳になる前年の障害福祉サービスの支給更新手続き時に「介護保険優先原則」について説明をし、要介護認定の申請手続きをするように勧奨	記載無し					1	障害福祉担当課
24	藤井寺市					○	サービスの更新時に説明及び受給者証への記載	12ヶ月前					2	障害福祉担当課
25	大阪狭山市	○				○	相談支援専門員を通じてお知らせ	12ヶ月前					2	障害福祉担当課
26	富田林市	○								○	○		1～2	障害福祉担当課
27	太子町						65歳の2ヶ月前に介護保険担当課と調整					○	1	介護保険担当課
28	河南町	○		○						○			1～2	障害福祉担当課
29	千早赤阪村	○					64歳時における障害福祉サービス更新時						1	障害福祉担当課 介護保険担当課
30	河内長野市				○					○			1	障害福祉担当課
31	堺市	○	○							○	○		1	障害福祉担当課
32	和泉市		○	○			12ヶ月前						3	障害福祉担当課
33	高石市	○	○							○			2	障害福祉担当課
34	泉大津市		○			○	職員の訪問時に直接案内、計画相談支援事務所からも案内	12ヶ月前					2	障害福祉担当課
35	忠岡町		○								○		1	障害福祉担当課
36	岸和田市	○	○	○			40歳到達(2号見込者):3ヶ月前 65歳到達:15ヶ月前、3ヶ月前						3	障害福祉担当課
37	貝塚市		○	○			36ヶ月前						3	障害福祉担当課
38	泉佐野市		○								○		1	障害福祉担当課
39	田尻町			○		○	計画相談員支援員を通じて				○		1	障害福祉担当課
40	熊取町		○				12ヶ月前						2	障害福祉担当課
41	泉南市	○				○	計画相談支援専門員を通じて				○		1	障害福祉担当課
42	飯南市	○				○	計画相談員へ電話連絡				○		1	障害福祉担当課
43	岬町		○								○		1	障害福祉担当課

未提出自治体：豊能町、守口市、忠岡町

65 歳以上障害者の介護保険優先問題③障害サービス上乗せ横出しの案内

2025 年 7 月大阪社保協調査

上乗せ横出しについての案内													
		介護保険利用者 全員			上乗せ横出し対象者のみ			お知らせする お知らせの内容			知らせない	知らせない理由	
		申請前	支給決定後	その他 具体的な な時期	申請前	支給決定後	その他 具体的な な時期	し ない こと	上 乗 せ 支 給	横 出 し 支 給			その他 具体的に
1	大阪市	○						○	○	○			
2	豊中市				○				○	○			
3	池田市		○						○	○			
4	豊能町				○				○	○			
5	能勢町								○	○	ケースにより異なる		
6	箕面市	○									原則介護保険優先であるが、本人の心身の 状態や利用サービス状況等を踏まえて、必 要に応じて上乗せ支給、障害固有サービス の横出し支給が可能となる旨をお知らせ		
7	高槻市	○						○	○	○			
8	島本町	○						○	○	○			
9	茨木市	○									現在利用している障害福祉サービスについ て、原則、介護保険になること。		
10	吹田市	○						○	○	○			
11	摂津市	○										○ 問合せがあれば回答	
12	守口市	○											
13	門真市	○						○	○	○			
14	大東市				○			○	○	○			
15	四条畷市	○						○	○	○			
16	寝屋川市	○						○	○	○			
17	枚方市											○ 個別に問合せがあった場合に随 時相談に乗っているため。	
18	交野市	○						○	○	○			
19	東大阪市	○						○		○			
20	八尾市	○								○			
21	柏原市	○						○	○	○			
22	松原市				○				○	○			
23	羽曳野市				○		65歳になる前年の障害福祉サービスの支給 更新手続き時に「介護保険優先原則」につい て説明をし、要介護認定の申請手続きをする ように勧奨				65歳前から利用している障害福祉サービ スの種類で、介護保険優先原則が適用され る場合の上乗せなどを中心に説明		
24	藤井寺市	○							○	○			
25	大阪狭山市	○						○	○	○			
26	富田林市				○			○	○	○			
27	太子町											○ ケアマネを通じて案内	
28	河南町				○					○			
29	千早赤阪村					○			○	○			
30	河内長野市											○ 相談員から伝える	
31	堺市	○						○	○	○			
32	和泉市				○			○	○	○			
33	高石市	○						○	○	○			
34	泉大津市	○						○	○	○			
35	忠岡町					○				○			
36	岸和田市	○			○						介護保険認定結果によっては、引き続き障 害福祉サービスを利用出来ます		
37	貝塚市	○							○	○			
38	泉佐野市				○			○	○	○			
39	田尻町	○							○	○			
40	熊取町				○					○			
41	泉南市	○						○	○	○			
42	阪南市				○				○	○			
43	岬町	○							○	○			

未提出自治体：豊能町、守口市、忠岡町

65歳以上障害者の介護保険優先問題④優先関係

2025年7月大阪社保協調査

		介護保険での不足分の障害者サービスでの上乗せ					上乗せしない
		上乗せする					
		要介護区分・障害区分に関係なく支給	支給基準を満たした場合に支給		その他基準あり	その他基準あり(具体的基準)	
			要介護区分	障害支援区分			
1	大阪市	○					
2	豊中市		4・5				
3	池田市				○	【池田市支給に関するガイドラインp.24】 ・全身性障がい者、内部障がい者、視覚障がい者、難病等で、必要と認められる支給量が、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合であり、かつ、要介護に応じた区分支給限度基準単位のうち利用しているサービスの1/3以上が訪問介護である者。 ・介護保険非該当と判定されたが、障がいがあることで支援を必要とする障がい支援区分の認定を受けた障がい者。 ・従来、障がい福祉サービスを受けていた利用者が65歳に到達し、介護保険のみではサービス水準が低下する場合。	
4	豊能町		4以上		○	・身体障害者手帳1級の全身性障害 ・身体障害者手帳を所持していない総合支援法対象疾患である難病患者で、障害支援区分の認定調査項目で「1-9移動」「2-1食事」「2-3入浴」「排泄(2-4排泄、2-5排便)」の4項目全てが全面的支援が必要な状態であること	
5	能勢町	○					
6	箕面市				○	大まかな基準はあるが、個別状況を勘案して判断する。	
7	高槻市				○		
8	島本町				○	個別のケースで判断	
9	茨木市	○					
10	吹田市				○	個々の状況を勘案し、障がい福祉サービスが必要な場合は柔軟に対応している。	
11	摂津市				○	基準は設けていない。必要支給量を介護保険で満たせない場合は、要介護区分の見直しを行う。 それでも不足する場合は、ケアマネ・相談支援員と協議のうえ、必要となる不足部分を支給。	
12	守口市	○					
13	門真市	○					
14	大東市				○	介護保険移行後に障害固有の症状により、65歳までに認められていたサービス量が適正であったかを再度見直し、必要性に応じて判断。要介護区分、障害支援区分は定めなし。	
15	四條畷市	○					
16	寝屋川市	○					
17	枚方市				○	個々の障害特性を考慮し、必要な支援が受けられるか検討した上で、支給決定を行う	
18	交野市					要介護5、障がい支援区分5以上を大まかな基準とするが、個別状況を勘案して都度検討	
19	東大阪市		○		○	四肢全てに障害がある(全身性障害)方で身体障害者手帳の総合等級が1級の方 介護保険が要介護4又は5の方 介護保険で自己負担が発生している方(直近の実績等で確認) 介護保険で訪問系のサービスを5割以上利用している方 居宅介護又は重度訪問介護の対象となる方	
20	八尾市		5	6	○	要介護4以下、障害支援5以下の場合は個別対応	
21	柏原市					障害での支給時間が介護の時間を上回る場合、その差を支給可能	
22	松原市				○	介護保険移行前に利用していたサービス量を介護保険移行時に全て移行できない場合	
23	羽曳野市	○					
24	藤井寺市				○	ケアプランで必要とされる支給量を介護保険で満たせない場合は、障害区分認定に基づき不足分を障害福祉サービスから支給	
25	大阪狭山市					基準はなく、個々の状況を鑑み支給の決定を行う	
26	富田林市	○					
27	太子町	○					
28	河南町	○					
29	千早赤阪村	○					
30	河内長野市				○	河内長野市障がい福祉サービス等支給決定ガイドライン	
31	堺市	○					
32	和泉市		4・5		○	身体手帳1・2級もしくはそれに準ずる難病	
33	高石市	○					
34	泉大津市	○					
35	忠岡町	○					
36	岸和田市				○	・非該当/要支援1・2事業対象者で視覚障害、腎臓機能障害、知的障害、精神障害を有し、障害支援区分の認定を受けており、居宅介護の利用を希望する方 ・非該当/要支援1・2事業対象者で障害支援区分の認定を受けており、介護保険支援限度基準内で、これまでと同様(～64歳までに障害福祉サービスを利用していた方)のサービスが受けられない場合に、居宅介護の利用を希望する方で、市が必要性を認める方	
37	貝塚市	○					
38	泉佐野市	○					
39	田尻町				○	個別対応している	
40	熊取町		○	○			
41	泉南市				○	障害特性により必要なサービス量が確保できない場合	
42	阪南市		○	○			
43	碑町	○					

未提出自治体：豊能町、守口市、忠岡町

65 歳以上障害者の介護保険優先問題⑤重度訪問介護 / 生活介護

2025 年 7 月大阪社保協調査

		重度訪問介護			生活介護(通所)		
		介護保険優先	介護保険優先しない	その他	介護保険優先	介護保険優先しない	その他
1	大阪市	○			○		障がい福祉サービス等に相当する介護保険サービスがある場合は、原則として介護保険サービスを優先して利用することになるが、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、例えば、生活介護を利用している場合であっても、本人、ご家族、相談支援専門員等の支援者から意見を聞き取り、障がいのある方の個別の状況に応じ、介護保険サービスだけでは十分な支援が受けられないと判断した場合は、障がい福祉サービス等の利用が可能。
2	豊中市	○			○		
3	池田市	○				○	
4	豊能町	○			○		
5	能勢町			ケースにより異なる	○		ケースにより異なる
6	箕面市	○					○
7	高槻市	○			○		
8	島本町	○			○		
9	茨木市	○			○		
10	吹田市	○					利用者のニーズに応じて決定している
11	摂津市	○					本人の特性等に応じて、個別に判断する
12	守口市						
13	門真市	○			○		
14	大東市	○					○
15	四条畛市	○		障がい特性、生活状況、本人の意思からケースごとに判断	○		障がい特性、生活状況、本人の意思からケースごとに判断
16	寝屋川市	○			○		
17	枚方市			従前保障の考えで、障害サービス適用時の支給量で継続支給を行う。なお、加齢に伴う能力の低下等で支給量を見直す場合は、介護保険への切り替えを優先とする。			障害の特性に応じ、引き続き障害サービスにて決定する場合がある。
18	交野市	○			○		
19	東大阪市	○			○		○
20	八尾市	○					本人の状態に合わせて対応。障がい特性から移行が困難な場合は生活介護を継続する。
21	柏原市	○			○		
22	松原市	○			○		
23	羽曳野市		○				通所介護への移行が可能であれば、速やかに移行するよう支援するが、利用者の障害特性から通所介護の意向が困難と判断される場合は生活介護の利用を認めている
24	藤井寺市	○					デイサービスではなく、生活介護を希望する理由の聞き取りを行ったうえで判断
25	大阪狭山市	○					個々の状況を鑑み、支給の検討を行う
26	富田林市	○			○		
27	太子町	○			○		
28	河南町	○			○		
29	千早赤阪村	○				○	
30	河内長野市	○			○		
31	堺市	○			○		
32	和泉市	○			○		
33	高石市		○				○
34	泉大津市	○			○		
35	忠岡町	○			○		
36	岸和田市	○			○		障害特性や状況により認定審査会で決定する場合がある
37	貝塚市	○			○		
38	泉佐野市	○					65歳以前からの利用者は、本人の希望を聞き取り柔軟に対応
39	田尻町	○			○		
40	熊取町	○			○		
41	泉南市	○			○		
42	阪南市	○			○		
43	綱町		○			○	
	合計	35	1		26	3	

未提出自治体：豊能町、守口市、忠岡町

65 歳以上障害者の介護保険優先問題⑥横出しサービス / サービス基準有無

2025 年 7 月大阪社保協調査

		横出しサービス										サービス基準の有無		
		同行 援護	行動 援護	就労 移行 支援	就労 継続 支援 A 型	就労 継続 支援 B 型	社会 参加 の 為 の 移 動 支 援	日 常 生 活 に 必 要 な 移 動 支 援	コ ミュ ニ ケー ション 支 援	訪 問 入 浴 サ ー ビ ス	日 常 生 活 用 具	その他	有	無
1	大阪市	○	○	○	○	○	○	○			○	自立訓練(生活訓練)		○
2	豊中市	○	○	○	○	○	○	○	○					○
3	池田市	○	○	○	○	○	○							○
4	豊能町	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○
5	能勢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	ケースにより ここに判断		○
6	箕面市	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○
7	高槻市	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	
8	島本町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○
9	茨木市	○	○	40歳以上 65歳未満 ○ 65歳以上 △	40歳以上 65歳未満 ○ 65歳以上 △	40歳以上 65歳未満 ○ 65歳以上 △		○	○	△		別紙参照	○	
10	吹田市	○	○	○	○	○	○	○				自立訓練・生活介護	○	
11	摂津市	○	○	○	○	○		○		○				○
12	守口市													○
13	門真市	○	○		○	○	○	○		○				○
14	大東市	○	○	○	○	○	○							○
15	四条畷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
16	寝屋川市	○	○	○	○	○	○							○
17	枚方市	○	○	○	○	○	○	○	○					○
18	交野市	○	○	○	○	○	○	○	○					○
19	東大阪市	○	○	○	○	○	○					自立訓練(生活訓練) 就労定着支援 自立生活援助		○
20	八尾市	○	○		○	○	○	○	○		○			○
21	柏原市	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○
22	松原市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		補装具		○
23	羽曳野市	○	○	○	○	○	○	○	○		△			○
24	藤井寺市	○	○		○	○	○	○	○					○
25	大阪狭山市	○	○	○	○	○	○	○	○		○			個々の状況を 鑑み支給の検 討を行う
26	富田林市	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○
27	太子町	○	○	○	○	○	○	○			○			○
28	河南町	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○
29	千早赤阪村	○	○	○	○	○					○			○
30	河内長野市	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○
31	堺市	○	○	○	○	○	○		○		○		障害特性上、障 害福祉による支 援が必要と認め られる場合	
32	和泉市	○	○	○	○	○	○	○			○			○
33	高石市	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○
34	泉大津市	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○
35	忠岡町	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○
36	岸和田市	○	○	○	○	○	○					自立訓練		○
37	貝塚市	○	○	○	○	○	○	○						○
38	泉佐野市	○	○	○	○	○	○	○			○			○
39	田尻町	○	○		○	○	○	○			○			○
40	熊取町	○	○	○	○	○	○				○			○
41	泉南市	○	○	○	○	○	○	○	○					○
42	阪南市	○	○			○	○	○	○	○	○			○
43	岬町	○	○	○	○	○	○				○			○

未提出自治体：豊能町、守口市、忠岡町

65 歳以上障害者の介護保険優先問題⑧介護保険移行障害者へのサービスプラン作成方法

2025 年 7 月大阪社保協調査

		介護保険を移行した障害者にとって、上乗せ・横出し利用時のサービスプラン作成方法		
		ケアマネージャーが 全てのサービスを作成	ケアマネージャーと 相談支援専門員が 共同で作成	その他
1	大阪市			必要に応じて、ケアマネージャーと相談支援専門員が連携して作成
2	豊中市	○		
3	池田市		○	
4	豊能町	○	○	相談しあい、それぞれ作成
5	能勢町	○		
6	箕面市	○		
7	高槻市	○		
8	島本町	○		
9	茨木市	○	○	
10	吹田市			ケアマネージャーが作成するケアプランに盛り込むことにしているが、障がいサービス固有のサービスにより、ケアマネージャーでは判断できない場合には、相談支援専門員が計画作成を行う。
11	摂津市		○	
12	守口市	○		
13	門真市	○		
14	大東市	○		
15	四条畷市	○		必要に応じ委託相談支援センターの助言
16	寝屋川市	○		
17	枚方市	○		
18	交野市	○		
19	東大阪市			ケアマネージャーが作成することもあれば、相談支援専門員が作成することもある。限定していない。
20	八尾市	○	○	基本はケアマネだが、本人の状況に合わせ共同もあり
21	柏原市	○		
22	松原市	○		
23	羽曳野市	○		
24	藤井寺市	○		
25	大阪狭山市	○		
26	富田林市	○		
27	太子町	○		
28	河南町		○	
29	千早赤阪村		○	
30	河内長野市	○		
31	堺市			○
32	和泉市	○		
33	高石市	○		
34	泉大津市	○		
35	忠岡町	○		
36	岸和田市	○		
37	貝塚市	○		
38	泉佐野市	○		
39	田尻町	○		
40	熊取町			○
41	泉南市	○		
42	阪南市	○		
43	岬町		○	

未提出自治体：豊能町、守口市、忠岡町

65 歳以上障害者の介護保険優先問題⑨介護保険に移行しない方への対応

2025 年 7 月大阪社保協調査

		介護保険へ移行しない方への対応			
		申請まで 障害者サ ービス継 続支給	一定期間継続支給す るが期間内に申請な ければ支給停止	障害者サ ービス支 給即時停 止	その他
			支給停止 期間		
1	大阪市				障害福祉サービスを継続支給するが、区の担当者を通じて介護保険への移行を促す
2	豊中市	○			
3	池田市	○			
4	豊能町	○			
5	能勢町	○			
6	箕面市				障害福祉サービスを継続支給するが、利用者への説明を十分かつ丁寧に 行い、介護保険への移行へ理解を求めながら、介護認定申請及びその後 の必要なサービス調整を行う。
7	高槻市	○			
8	島本町				個別のケースごとに対応
9	茨木市	○			
10	吹田市				申請しない理由を確認の上、出来る限り介護保険の申請を行うよう説明を 継続。障害福祉サービスの支給については、申請しない理由や障がい状 況等を踏まえ、個別事例ごとに総合的に判断
11	摂津市				障害福祉サービスを継続支給するが、介護保険への移行を促す。
12	守口市	△			
13	門真市	○			
14	大東市	○			
15	四条畷市	○			
16	寝屋川市	○			
17	枚方市	○			
18	交野市	○			
19	東大阪市				障害福祉サービスを継続支給しつつ、申請をしない理由や事情を十分に 聴きとるとともに、継続して介護保険制度の説明を行い申請できるよう勸 奨
20	八尾市	○			
21	柏原市	○			
22	松原市	○			
23	羽曳野市	○			
24	藤井寺市	○			
25	大阪狭山市	○			
26	富田林市	○			
27	太子町	○			
28	河南町	○			
29	千早赤阪村	○			
30	河内長野市	○			
31	堺市	○			
32	和泉市				原則、介護保険であるが、特段の事情があり、ただちに制度上の移行が困 難であったり、障がい福祉サービスを停止することで著しく生活に支障が 生じる場合は個別に検討
33	高石市		○	3ヶ月	
34	泉大津市	○			
35	忠岡町	○			
36	岸和田市	○			
37	貝塚市				対応事例なし
38	泉佐野市	○			
39	田尻町				
40	熊取町				停止はしないが、介護保険の申請案内を継続し行う
41	泉南市	○			
42	阪南市	○			
43	岬町	○			

未提出自治体：豊能町、守口市、忠岡町

65 歳以上障害者の介護保険優先問題⑩サービス利用者負担軽減策

2025 年 7 月大阪社保協調査

		特定作業		2024 年度 償還金額(円)	償還頻度			
		出来ていない	出来た/人数		毎月	半年に一度	1 年分まとめて	その他
1	大阪市		329		○			
2	豊中市		39	4,137,144			○	
3	池田市		9	1,089,911			○	
4	豊能町							
5	能勢町	○						
6	箕面市	○		81,326				○
7	高槻市		17	641,363				○
8	島本町	○		把握していない				
9	茨木市		24	2,613,396	○			
10	吹田市	○		2,554,167			○	
11	摂津市		11	1,248,534				3 カ月に一度
12	守口市							
13	門真市		9	2,543,296			○	
14	大東市		4	165,218			○	
15	四条畷市	○ システム調整中		0				
16	寝屋川市	○		3,207,772			○	
17	枚方市		新高額 16 高額 12	2,814,767			○	高額は 3 カ月に一回
18	交野市		8	434,883			○	
19	東大阪市		52	6,130,866	○		○ 生活保護 対象者のみ	
20	八尾市		11	1,296,580			○	
21	柏原市		9	976,238			○	
22	松原市		21	1,746,158			○	
23	羽曳野市		9	836,637			○	
24	藤井寺市		1	0			○	
25	大阪狭山市		7	690,689			○	
26	富田林市		13	1,390,104			○	
27	太子町	○						
28	河南町	○						
29	千早赤阪村	○		0				
30	河内長野市		11				○	
31	堺市		187				○	
32	和泉市		13	0			○	
33	高石市		8	783,018			○	
34	泉大津市		○	573,520			○	
35	忠岡町		5	454,952			○	
36	岸和田市		2	241,199			○	
37	貝塚市		11	1,059,951			○	
38	泉佐野市		6	481,820				○ ※3 か月に一度
39	田尻町	○						
40	熊取町							○
41	泉南市	○		0				○
42	阪南市		18	465,624			○	
43	岬町		3	253,179				

未提出自治体：豊能町、守口市、忠岡町

65 歳以上障害者の介護保険優先について⑪

2025 年 7 月大阪社保協調査

		介護保険優先		
		問題ある	問題ない	その他
1	大阪市		○	
2	豊中市	○		
3	池田市		○	
4	豊能町		○	
5	能勢町		○	
6	箕面市		○	
7	高槻市		○	
8	島本町		○	
9	茨木市		○	
10	吹田市			利用者一人ひとりの心身状況やニーズに対応したサービス決定が必要
11	摂津市		○	
12	守口市			
13	門真市		○	
14	大東市	○		
15	四條畷市	○		
16	寝屋川市		○	
17	枚方市		○	
18	交野市	○		
19	東大阪市	○		
20	八尾市			精神、知的障がい等で身体に問題がなく、介護度が低く出てしまった場合の支援について課題がある。
21	柏原市		○	
22	松原市			介護保険優先原則について丁寧に説明をするようにしているが、理解を得られず、介護保険申請を拒否される方もいる。本人の疑問点や不安な点について解消できるよう、都度丁寧な案内をし、申請を推奨している。
23	羽曳野市	○		
24	藤井寺市		○	
25	大阪狭山市		○	
26	富田林市		○	
27	太子町	○		
28	河南町	○		
29	千早赤阪村		○	
30	河内長野市		○	
31	堺市		○	
32	和泉市			判断できない
33	高石市		○	
34	泉大津市	○		
35	忠岡町		○	
36	岸和田市	○		
37	貝塚市	○		
38	泉佐野市	○		
39	田尻町	○		
40	熊取町		○	
41	泉南市		○	
42	阪南市		○	
43	岬町		○	

未提出自治体：豊能町、守口市、忠岡町

65 歳以上障害者の介護保険優先問題⑫障害者総合支援法七条改正の必要性

2025 年 7 月大阪社協調査

		国は、障害者総合支援法七条改正すべきか			
		障害福祉制度と 介護保険制度の 選択肢を導入すべき	障害者に関しては 障害福祉制度を 優先すべき	その他	必要ない
1	大阪市				○
2	豊中市				○
3	池田市				○
4	豊能町				○
5	能勢町				○
6	箕面市			介護保険優先原則に問題はないが、制度として介護保険と障害福祉サービスの利用者負担や受給量の考え方、対象者のできること できないことの勘案の考え方等の相違等が課題であるとする。	
7	高槻市			持続可能な制度となる制度とすべき	
8	島本町				○
9	茨木市				○
10	吹田市				○
11	摂津市			○	
12	守口市				
13	門真市				○
14	大東市			左記のどれというわけではなく、優先ではなくはっきりと明記する	
15	四條畷市			自治体によって差が生じないよう国としての基準が必要	
16	寝屋川市				○
17	枚方市				○
18	交野市			障がいのある人もない人も必要なサービスを受けられる制度にするべき。	
19	東大阪市			介護移行することでの諸問題を解決するために、まずは上乗せ及び横出し基準の統一化	
20	八尾市			○	○
21	柏原市			障害福祉サービスの利用者負担を介護保険と同等にして移行をスムーズにすべき	
22	松原市				○
23	羽曳野市			法改正までは必要ないとするが、障害福祉サービスの支給決定基準同様、市町村の裁量範囲が大きく、当該取扱に市町村ごとの差異が生じていることは好ましくないと考えており、国として明確な基準を示すべきである	
24	藤井寺市				○
25	大阪狭山市				○
26	富田林市				○
27	太子町	○			
28	河南町			優先の原則という曖昧な表現はやめ介護保険を鉄則とするべき。ただし、個人の特性により横出しをする。	
29	千早赤阪村				○
30	河内長野市				○
31	堺市				○
32	和泉市			判断できない	
33	高石市				○
34	泉大津市			障害者総合支援法の基本理念を踏まえ、国の責任において、自治体任せとせずに統一的な基準で運用される制度を構築すべき	
35	忠岡町				○
36	岸和田市			具体的に断言できないが、現時点における問題点に対して、有効な対応を継続して検討していく必要があるとする	
37	貝塚市			上乗せ支給をしなくて済むように介護保険制度を見直すべき	○
38	泉佐野市			市町村間の運用に違いのない制度設計にすべき	
39	田尻町			○	
40	熊取町			何らかの基準があると良いと思う	
41	泉南市				○
42	阪南市				○
43	岬町		○		

未提出自治体：豊能町、守口市、忠岡町

2023年6月30日発出の連絡事項「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係などに係る留意事項及び運用の具体例等について」を踏まえて

2025年7月大阪社保協調査

		自治体で変更した内容			
		支給決定 ガイドライン	福祉のしおり	支給決定にか かわる内規	その他
1	大阪市			○	
2	豊中市				変更の予定なし
3	池田市	○			
4	豊能町	○			
5	能勢町				現状変更なし
6	箕面市				特になし
7	高槻市				変更の予定なし
8	島本町				変更の予定なし
9	茨木市				変更の予定なし
10	吹田市				変更の予定なし
11	摂津市				従前より対応している
12	守口市				
13	門真市				変更の予定なし
14	大東市			○	
15	四條畷市				支援者向けにリーフレット作成
16	寝屋川市			○	
17	枚方市				
18	交野市				
19	東大阪市				変更の予定なし
20	八尾市	○			
21	柏原市				変更の予定なし
22	松原市				変更なし
23	羽曳野市				変更の予定なし
24	藤井寺市				特になし
25	大阪狭山市				変更の予定なし
26	富田林市				変更の予定なし
27	太子町				変更の予定なし
28	河南町				変更の予定なし
29	千早赤阪村				変更の予定なし
30	河内長野市	○			
31	堺市				変更の予定なし
32	和泉市				いずれも変更していません
33	高石市			○	
34	泉大津市				変更の予定なし
35	忠岡町		○		
36	岸和田市				画一的な取り扱いをしないよう通知について課内に周知
37	貝塚市				貝塚市障害福祉サービス等支給決定基準
38	泉佐野市	○			
39	田尻町				変更の予定なし
40	熊取町				変更の予定なし
41	泉南市				変更の予定なし
42	阪南市	○	○		
43	岬町			○	

未提出自治体：豊能町、守口市、忠岡町

50. 旧・優生保護法による強制不妊手術をうけた全ての被害者の権利が救済されるよう、手立てを尽くしてください。

③大阪府として、あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保障し差別のない共生社会の実現に向け社会に残る優生思想の根絶に取り組んでください。大阪府障害者計画の見直しの際、優生思想を根絶する具体的な取組を盛り込み、幅広い府民に周知してください。

<2024 年度回答>

旧優生保護法に基づき府内で実施された優生手術件数については、府の衛生年報により、「同意あり」が 618 件、「同意なし」が 619 件、合計 1,237 件であることを把握しております。

また、平成 30 年度に府庁（保健所含む）及び府内医療機関並びに福祉施設等に対し、当事者に関する資料・記録の保管状況に関する調査を行った結果、庁内では当事者が特定できる記録等は残っていないことを確認しており、これらの状況については、府のホームページに掲載しております。

先月より新たな補償制度の請求受付が開始され、旧優生保護法一時金の認定を受けられた方には、速やかに連絡を行っております。また、新法施行を機に改めて対象となる方に情報が届けられるよう、医療機関や施設に対し、対象者につながる資料を保有しているか否かのアンケート調査を行い、対応してまいります。

府では、これまで市町村、医療・福祉・人権等の関係機関などへのリーフレットやポスターの配布、府や市町村のホームページや広報紙等を通じての周知、OsakaMetro 等府内の鉄道会社の協力を得て行った駅構内でのポスターの掲示、メディア（テレビ CM・新聞など）を用いた広報などを行ってまいりました。

今年度は、地域包括支援センターなど対象施設を拡大してリーフレットやポスターの配布を行うとともに、メディア（テレビ CM・新聞）を用いた広報を行っております。一人でも多くの対象者の方に伝わるよう、引き続き、積極的な広報周知に取り組んでまいります。

国に対しても、多くの方に制度を知って頂くため、テレビ・新聞・ラジオなどのメディアを用いた広報を複数回にわたり実施するよう要望しております。また、新たな補償制度の申請期限が法制定後 5 年であるため、本人に対する補償の機会を奪うことにもなりかねないことから、申請期限を撤廃する法改正を要望してまいります。

<要求実現に向けた思い・資料>

大阪府下で、旧優生保護法（以下、旧法）第 3 条・第 4 条・12 条に基づいて障害を理由に優生手術（不妊手術）を強いられた被害者は、大阪府発行の『衛生年報』によれば 1237 人以上とされ、都道府県別の実施件数は全国でも 3 番目に多いといわれています。保健所で優生相談を実施し、優生思想を普及させ、さらには、優生保護審議会が優生手術実行の決定を行ってきた大阪府の責任は免れることはできません。被害者数の多さは、兵庫県同様に「不幸な子どもの生まれない運動」を大阪府が積極的に担ってきたことを物語っています。

大阪府の責任の重さを鑑み、徹底的に事実関係を把握し、なぜ、過ちが起きたのか、現時点では優生思想に基づく施策は存在していないのか、どう優生思想を乗り越えるのか、調査・検証を行う必要があります。

また、旧優生保護法に基づく優生手術による被害は、戦後最大の人権侵害だと言われていますが、被害回復の道のりは遠いのが実情です。一時金法、補償法に基づく申請者数は少数であり、声をあげることができない方がまだ大勢おられます。被害者が高齢であることも考慮し、一刻も早い、人権回復に向けた取組が必要です。一人でも多くの方の被害回復に向けて、被害者に寄り添った取り組みが必要です。積極的な被害者の掘り起こし調査の実施、被害者へ有効に届く方法での周知や広報の取組、相談があった場合の障害の状況に配慮した丁寧な対応と支援を実施していただきたいです。

① 国からの機関委任事務として不妊手術の執行を担った大阪府の責任を認め、木村敬熊本県知事、斎藤元彦兵庫県知事、村井嘉浩宮城県のように被害者と対面の上直接の謝罪を求めます。

②

・被害者救済につなげるため、一人でも多くの被害者を掘り起こすことができるよう、被害者 に対する個別通知を含めあらゆる手立てを講じること。

・広報活動を更に拡大し、あらゆる手段を講じて大々的に展開すること。広報活動においては手話言語によるものが含まれていること。

③

・大阪府として、障害者に不妊手術を強いた事実を重く受け止めること。また、そのことを大阪府知事から府民に対し広く知らしめること。

・優生思想を根絶する具体的な取組について、いつ、なにを、どこで、だれに、どのように行うのか大阪府としての計画をご教示いただきたい。

57. 大阪府各部局および各市町村から視覚障害者家庭に送られてくる文書については、封筒表面に内容物の表題と担当部署名および連絡先電話番号（固定電話番号）を必ず点字と拡大文字で記入するとともに、夫婦いずれもが視覚障害者の場合は、受取人の氏名も点字と拡大文字で記載するよう、合理的配慮の立場から各部局および各市町村に指導・周知してください。

<2024 年度回答>

日常生活を行うにあたり、情報を得たり、自分の意思を発信したりすることは、必要不可欠です。視覚障がいがあり、視覚による情報の取得が困難な場合には、点字や拡大文字による情報保障が重要と認識しています。

また、「障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」にも、「障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする」と規定されています。

大阪府では、任命権者ごとに障がい者差別解消に関する職員対応要領を定めており、「職員対応に係る留意事項」の中で、「合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例」として、「筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字などのコミュニケーション手段を用いる」等を記載しております。

今後とも、府職員に対する障がい特性や合理的配慮に関する周知や研修を実施し、適切に対応できるよう、職員研修の実施に取り組んでまいります。

また、市町村に対しては、研修や啓発資料などで、視覚障がいを含め、各障がい特性に合わせた情報保障について事例を紹介すること等により、適切な対応が行われるよう周知を図ってまいります。

59. 盲導犬について、横浜市などで行われている費用補助制度が、大阪府でも行きわたるよう大阪府として費用の一部を助成する仕組みを創設してください。

<2024 年度回答> なし

<要求実現に向けた思い・資料>

私は、2024 年 3 月に盲導犬を貸与してもらい、日常の外出時に必要欠かせないものになっている。この間盲導犬と暮らしてみても色々なことがわかってきた。特にここでは、盲導犬にかかった費用について私が体験したことをまとめてみました。

①医療関係（動物病院）でかかった費用

4 月：血液検査（フィラリアにかかっているかどうかの検査）、狂犬病予防接種。その他（爪切り、肛門腺絞りフィラリアとノミ・ダニの予防薬を購入など）

5 月：血液検査（フィラリア以外の状態を検査するため）、混合ワクチン（8 種）接種。その他（爪切り、肛門腺絞り、耳・口腔内診察、塗り薬をもらう）。フィラリア・ノミ・ダニの予防薬を購入する）。

7 月：耳が赤くなっていたため薬をもらう。そのたの内容は上記と同じ

11 月：右足を曲げて痛そうにしているため受診。他の整形外科をすすめられた。その他の診察もしてもらった。

12 月：右後ろ脚の病態が変わらないので別の病院にて診察。レントゲン検査・消炎鎮痛剤を 1 週間分もらう。その後、鎮痛剤を飲み終えもう 1 度受診。その後、1 月・3 月に受診。爪切りや肛門腺絞り、足裏の伸びた毛を切ってもらう。

※フィラリアの予防薬は 1 月に一度、餌と一緒に 1 回 1 個服用させている。近年は通年服用させている（この薬は 1 個 3,400 円する）

以上、簡単に内容をまとめました。この間にかかった費用は、約 9 万円でした。

次に 2022（令和 4）年度、身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査のまとめより各自治体、政令市・中核市の補助の状況を記します。（特定非営利活動法人日本補助犬情報センター調べより）

□補助犬に関する助成施策などの実施状況

（1）都道府県

①補助犬の健康管理費（予防接種、医療費など）

・埼玉県：補助犬の健康管理及び疾病などの治療に必要な経費を、補助犬を使用する身体障害者に助成する。

- ・石川県：県内の補助犬ユーザー団体に基金を設立し、助成対象費用の半額を対象に、1頭あたり年間1万1千円を上限に助成する。
- ・福井県：身体障害者補助犬の衛生管理に必要な処置を県獣医師会に委託。
- ・長野県：県動物愛護センターにおいて、補助犬の健康診断（身体検査、血液検査、糞便検査、尿検査、爪切りなど）を無料で行っている。（ドッグドッグ事業）
- ・三重県：全国盲導犬協会、獣医師会などの助成。
- ・滋賀県：補助犬の健康管理費を助成する。
- ・鳥取県：予防接種代の補助。
- ・島根県：県内の補助犬使用者に、4万円を上限として、補助犬の予防接種・医療費の助成を行う。
- ・香川県：補助犬を使用する者に対して、厚生労働省が作成した「身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン」に定められている者を対象に、年間1回、一人につき2万円を限度として助成する。

②飼育のための必要経費（餌など）

- ・青森県：補助犬の貸与に必要な経費
- ・三重県：三重補助犬普及協会から助成（寄付金対応）

（2）政令市・中核市

①補助犬の健康管理費（予防接種、医療費など）

- ・横浜市：身体障害者補助犬定期検診等助成事業（補助犬の定期検診、疾病にかかる診療費を助成）
- ・新潟市：登録手数料、狂犬病予防注射済票交付手数料、鑑札の再交付手数料、狂犬病予防注射済票再交付手数料。
- ・名古屋市：身体障害者手帳1級から3級の方で、日常生活補助のために使用する補助犬及び盲導犬として育成している犬に係る次の手数料の免除登録申請手数料（3,000円）、狂犬病予防注射済票交付手数料（550円）、鑑札の再交付手数料（1,600円）及び狂犬病予防注射済票交付手数料（340円）
- ・神戸市：補助犬の健康管理を図るために必要な健康診断、予防接種、治療等に充てる経費を補助（所得制限あり） ※月額3,600円～7,000円
- ・広島市：低所得のため補助犬の養育に要する費用の負担が困難な者に対して、健康管理費としてその一部を支給する。
- ・いわき市：予防接種費用の助成（実施主体：福島県獣医師会）
- ・豊橋市：狂犬病予防接種済証手数料減免実施
- ・尼崎市：狂犬病予防法に基づく予防注射済票交付手数料を減免（R5年度は、8頭×550円）
- ・呉市：市内居住する、補助犬を使用し、かつ養育する者を対象に、補助犬の健康管理に要する費用の一部を給付する。

②飼育のための必要経費（餌など）

- ・仙台市：飼料代を年間42,000円まで補助。
- ・名古屋市：身体障害者補助犬飼育費補助事業（4,900円/月）
- ・岡山市：補助犬飼育費の助成
- ・宇都宮市：導入の次年度から5年間
- ・長野市：補助犬の飼育費（月額3,000円）
- ・倉敷市：在宅で身体障害者手帳を所持し、①から③のいずれかに該当する方、①視覚障害の程度が1級で、盲導犬を現に使用し、飼育している方、②肢体不自由の程度が1～2級で、介助犬を現に使用し、飼育している方、③聴覚障害の程度が2級で、聴導犬を現に使用し、飼育している方
- ・下関市：1名につき、月額5,000円を3か月おきに3か月分（計15,000円）を支給

③その他の費用

- ・相模原市：手数料の免除・犬の登録・犬の狂犬病予防注射済票の交付
- ・神戸市：犬の登録手数料（3,000円）の免除、狂犬病予防注射済票交付手数料（550円）の減免
- ・船橋市：犬の登録、犬鑑札の再交付、狂犬病予防注射済票の再交付に係る手数料の免除
- ・富山市：狂犬病接種済票交付手数料（550円）及び犬の登録手数料（3,000円）の免除
- ・富山市：身体障害者補助犬の貸与を受けた者に、貸与に際して発生した自己負担額の一部（2分の1、上限50,000円）を補助
- ・長野市：訓練施設までの往復交通費（本人及び付き添い人）
- ・豊橋市：犬登録手数料減免実施
- ・福山市：犬の登録手数料、犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料、犬の鑑札の再交付手数料、

- 犬の狂犬病予防接種済票の再交付手数料の減免
・大分市：盲導犬の貸与を受けるために盲導犬訓練センターで、訓練を行う視覚障害者のセンターまでの往復の交通費の助成。

等となっています。

60. 障害者が安心して移動できるよう公共交通機関の整備をおこなってください。

- ①大阪府として駅員の削減を進めている鉄道会社に対して駅員の削減を行うことによって合理的配慮の提供が損なわれることのないよう働きかけてください。
②大阪府内の複数駅において、駅員の無人時間帯が設定され、無人化が進められています。時間帯によっては他駅からの駅員の到着のために長時間待たねばならず、急を要する移動などに支障をきたしています。このような事態をなくすための手立てを講じるよう、事業者に働きかけてください。

<2024 年度回答>

①②駅員の配置については、本府として、鉄道事業者に指導や強制する法的な権限は有していないものの、公共交通として、すべての利用者の利便性及び安全性の向上の観点から重要であると認識しております。

本府としては、駅が果たす役割を踏まえ、国、府、市町村、鉄道事業者により構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」や、関係市、鉄道事業者により構成する「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」等の場を通じて、「駅係員の配置が望ましい」という府の考え方を示しております。また国や鉄道事業者に対して、障がい者団体からの要望内容を直接伝えるなど、継続して働きかけを行っていることに加え、これまでの要望内容を踏まえ、「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場で、関係機関への障がい当事者視点での課題の十分な共有が行われるよう、引き続き取り組んでまいります。

<要求実現に向けた思い・資料>

○肢障協資料

大阪府下の複数駅において駅員の無人時間帯が設定され、無人化が進められています。

時間帯によっては他駅からの駅員の到着のために長時間待たねばならず、急を要する移動などに支障をきたしています。

現在府内の複数駅で、駅の無人化が進んでいます。JR 西日本としては、労働力不足等の環境変化等に対応するためとしています。このため駅で 30 分以上待たされ、スロープを準備してもらう必要がある車椅子利用者が困っています。さらに、余裕がないためか介助の際人権的に問題のある対応を受けた事案も起きています。

吹田市内でも JR 吹田駅や JR 岸辺駅で駅の改札が時間帯によっては無人となっており、車イス利用者が直近または次発の電車に乗車できない状況が生じています。

大阪府下の乗降客の多い駅でも、以前は常時改札に駅員が配置され、始発から終電まで開いていた改札口が、最近では時間帯によっては閉まっている駅が増えてきています。

改札係員が不在の時間は、インターホンを使用してオペレーター対応になっています。その場合は 5 分以上待たされることもあり、そこからの乗車の手配になるので、乗りたい列車に乗れない状況が生じています。

特に祝日やゴールデンウィークなど駅員の対応が忙しいときはオペレーターになかなか繋がりにくくなっています。

このような改札の「不在時間」をなくして欲しいと思っています。

また、JR おおさか東線のように、駅員が配置されているにも係わらず、改札口が常時閉まっており、インターホンを押すと駅係員が出てくるという対応になっている駅が多くなっています。これに対しても基本的には改札窓口を常時開けておいて欲しいと思っています。

サポートが必要な障害者等が、長時間待たされることなく、転倒や転落時にも対応でき安心・安全に列車の乗降できるためにも駅員の配置が必要であり、このような駅の無人化は行わないでください。

障害者の権利に関する条約 第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ

- 1 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）並びに公衆に開放され、又

は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

- (a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）
- (b) 情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

- (a) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスの利用の容易さに関する最低基準及び指針を作成し、及び公表し、並びに当該最低基準及び指針の実施を監視すること。
- (b) 公衆に開放され、又は提供される施設及びサービスを提供する民間の団体が、当該施設及びサービスの障害者にとっての利用の容易さについてあらゆる側面を考慮することを確保すること。
- (c) 施設及びサービス等の利用の容易さに関して障害者が直面する問題についての研修を関係者に提供すること。
- (d) 公衆に開放される建物その他の施設において、点字の表示及び読みやすく、かつ、理解しやすい形式の表示を提供すること。
- (e) 公衆に開放される建物その他の施設の利用の容易さを促進 するため、人又は動物による支援及び仲介する者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳を含む。）を提供すること。

○大聴協資料

鉄道サービスは公共性の高い交通機関であり、安全、円滑に鉄道サービスが利用できることが極めて重要である。しかしながら、少子高齢化の進展や生産労働人口の減少等により昨今の鉄道事業者を巡る経営環境が大きく変化し、新しい設備の導入や駅員の配置見直し等が進められている。2023 年 1 月 4 日付の日本経済新聞の記事によると、無人駅が約 20 年で 1 割増え、全国の 5 割に迫っており、また、国土交通省によると、2020 年 3 月時点の無人駅は 4564 駅と全国の約 48%となることである。効率化や合理化の名のもと、駅員が一人でもいることによってなされてきた合理的配慮がなくなっている例が多く見られ、安全、円滑に鉄道サービスが利用できるとはいい難い状況となっている。これは移動等の円滑化の促進に逆行するものであり、バリアフリー新法や障害者基本法の趣旨・精神にも反するものである。

ろう者が無人駅（※無人駅とは時間帯無人駅（時間帯によって無人となる駅）、部分的無人駅（2つ以上の改札口がある駅で、駅員が不在の改札口がある駅）を含む。）を利用する際の問題としては下記のような例が挙げられる。

- ・改札口周辺等に設置してあるインターフォンは通常音声会話のみとなっていることから、係員とのやりとりができない。「私は耳が聞こえません。」と伝えているにもかかわらず、係員が「少し待っていてください。人を向かわせるので。」などと答えるばかりで、話しかけられていること自体わからない。したがってどのように対応していただけるかどうかすら不明なためどうすることもできない
- ・待てばよいとしても、通学、通勤の際にコミュニケーションがスムーズに取れないような対応方法であれば困る
- ・輸送障害が発生した時など、緊急時の情報提供は音声情報が中心で文字による情報提供が少ないことから状況の把握が難しい。駅員がいれば筆談などで対応してもらえることもあるが駅員がいなければどうしようもない
- ・無人駅等において乗車券を購入する場合、予め障害者割引を適用した乗車券を購入することができないまたは購入に時間がかかる場合がある
- ・下肢機能障害のため車いすを必要としているろう者等では乗降介助の依頼が大変である
- ・駅員がモニターに出ても駅員は手話ができないためどうやってコミュニケーションを取ればよいかわからない

障害者や高齢者が安心して無人駅を利用するに当たっては、ハード面の改善に加え、ソフト面の策も重要です。一人も取り残さないという公共交通の在り方を実現していくため、各駅の無人化、機械化に伴い合理的配慮が損われることがないよう大阪府としても国土交通省に対し申し入れを行うとともに、各鉄道会社に対し、働きかけてください。

（参考） 令和 5 年 1 0 月 1 1 日に斎藤鉄夫国土交通大臣に下記団体連名で提出した要望書

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合 会長 竹下 義樹

社会福祉法人全国盲ろう者協会 理事長 真砂 靖

一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事長 石野 富志三郎

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 理事長 宿谷 辰夫

<無人化された駅を視聴覚障害者も安全安心に利用できることを求める要望>

全国の鉄道駅の半数が無人駅となり、有人の鉄道駅であっても無人になる時間帯が増えてきている昨

今、私たち視覚や聴覚に障害のある者は今までのように安心して鉄道駅を利用できなくなってきました。昨年5月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)第3条の基本理念3項に、「障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。」と示されており、緊急時を含めた情報を、障害の有無にかかわらず同一時点で得られることも必要です。また、駅の無人化を進める際は、移動や情報入手、コミュニケーション等の支援に関する必要な整備について、視覚や聴覚の障害当事者団体との建設的対話を行うことも必要です。現状の困難を解消するため、また今以上に駅の無人化が進んでも、引続き私たちが安全に安心して利用できるよう、以下のことを要望します。

- 1 無人状態の鉄道駅であっても視覚や聴覚に障害のある者が安全に安心して移動できるよう要望します。

視覚に障害がある者あるいは盲ろう者が無人状態の鉄道駅を安全に安心して移動できるよう、要請により人的対応が確実に受けられる仕組みが必要です。また、バリアフリー整備ガイドラインで示されている視覚障害者誘導用ブロックや音サインなど、鉄道駅で必要とされる整備を行うことが必要です。加えて、ホームからの転落など、危険な状況にならないよう、監視カメラやホーム縁端に近づいたときの注意喚起を促す案内、万が一転落した際の対策等、必要な安全対策を講じることも必要です。

- 2 必要なときに鉄道事業者職員等に確実に問い合わせられる仕組みを要望します。
現在鉄道駅に設置されているインターフォンは、視覚に障害のある者にとってはその設置場所が分からない、聴覚に障害がある者にとっては、音声のみで対応する形式となっているなど、容易に鉄道事業者職員等に問い合わせられるようになっていません。そのため、視覚に障害がある者がその設置位置が分かるよう、音声あるいは音サインなどで示すことが必要です。また、聴覚に障害がある者が円滑に問い合わせられるよう、モニター付きのインターフォンの設置と手話言語や筆談で対応できる職員を配置することが必要です。なお、スマートフォン等の利用者にとっては、担当職員と視聴覚的にアクセス可能な二次元バーコードを、駅構内の要所に貼付する対応も有効です。さらに、画面表示は弱視者(ロービジョン)や弱視の盲ろう者も見やすい表示であること、難聴者や難聴の盲ろう者が明瞭に聞き取れるような機器を整備する必要があります。
- 3 有人窓口の廃止と、それに代わる券売機の設置については、視覚や聴覚に障害がある者にも配慮されることを要望します。

駅の無人化が進むとともに有人窓口の廃止も進んできています。また、それに伴い、遠隔のオペレータと対話しながら利用する自動券売機の設置も進められています。そこで、有人窓口が廃止されても、今まで行えてきた手続きが変わらずできるよう早急な対応が必要です。遠隔のオペレータと対話しながら利用する自動券売機については、視覚や聴覚に障害がある者も円滑に操作したりコミュニケーションが取れるよう、必要な点字表示や音声案内の実装と、視覚や聴覚、盲ろう者等の重複障害者に対応できるオペレータを増やすことが必要です。

- 4 必要な情報を確実に得られるよう整備することを要望します。
視覚に障害のある者が列車遅延などの必要な情報を音声案内等で得られるよう整備することが必要です。また、聴覚に障害のある者が全ての音声情報を文字等の案内で得られるよう整備することも必要です。

みどりの窓口についてみどりの窓口は対面であるから聴覚障害者でも比較的スムーズに乗車券を購入することができた。しかし、みどりの窓口の削減が進み、自動券売機に置き換えられている駅も多く存在する。この自動券売機は、手話のできるオペレータがまずいない、筆談が困難である、などの理由から発券に時間がかかり、乗車時間に遅れる、後ろに行列ができていなど聴覚障害者にとってバリアとなっている現状がある。とくに機械の操作に疎いろう高齢者への配慮、利用者への利便性を含め、自動券売機への置き換えが聴覚障害者にとってバリアとならないよう大阪府としても国土交通省に対し申し入れを行うとともに、各鉄道会社に対し、働きかけてください。

(参考) JR「みどりの窓口」設置駅数の知られざる真実 (<https://toyokeizai.net/articles/-/845298>) による JR「みどりの窓口」設置駅数

1965 年	152
1975 年	408
1985 年	521
1995 年	1417
2005 年	1614 (係員対応窓口 1610 自販機 4)
2015 年	1582 (係員対応窓口 1434 自販機 148)
2024 年	1354 (係員対応窓口 715 オペレータ販売機 321 自販機 318)

※ 2005 年をピークに設置する駅の数には減少している。

・ JR 西日本のみ

1965 年 47

1975 年 122

1985 年 155

1995 年 368

2005 年 440

2015 年 460 (係員対応窓口 454 自販機 6)

2024 年 397 (係員対応窓口 161 オペレータ販売機 197 自販機 39)

※ JR 西日本も係員対応窓口の数は 9 年前のおよそ 3 分の 1 になっている。

※ JR 東日本は 2024 年 5 月 8 日、2021 年以降進めてきた「みどりの窓口」の削減を凍結すると発表した。

60. 障害者が安心して移動できるよう公共交通機関の整備をおこなってください。

③大阪メトロについては駅のホームがバリアフリー化し、スロープが無くても車両に乗り降りできるようになった反面、そのことによって駅員や車掌が削減され安全面で不安なところがあります。車いすの転倒事故等に駅員が対応できるよう、大阪府として事業者働きかけてください。

<2024 年度回答>

大阪メトロをはじめとする鉄道事業者においては、駅ホームでの安全対策や駅構内の案内業務等について、駅構内防犯カメラの設置や、係員呼出インターホンによる遠隔案内システムの導入拡大などの取組みが進められているところです。本府としても、「駅係員の配置が望ましい」という府の考え方を示すとともに、やむを得ず駅員が削減される場合であっても、これらの取組みが適切に進められ、利用者の安全性・利便性が確保されるよう、あらゆる機会を通じて、鉄道事業者に対して働きかけを行ってまいります。

60. 障害者が安心して移動できるよう公共交通機関の整備をおこなってください。

④駅のバリアフリーのルートは、エレベーターの位置が分かりにくく、どのルートをたどればいいか迷路のような駅があります。すべての駅で改札からホームまで、あるいは乗り換え場所まで迷わないよう、駅員が誘導できるなどの体制を確保するよう事業者働きかけてください。

⑥バリアフリー推進連絡会議等の場などを通して、年に 1 回、一斉に完全無人化・時間帯無人化・改札無人化のある駅はどこなのか等についての情報を公表してください。また、無人化による具体的な困りごとを大阪府として把握し、問題の解決を事業者働きかけてください。

⑦タッチパネルによる装置に対応できない人のために、駅の券売機をタッチパネル式のみではなく、点字表記を施したボタン式券売機を必ず配置してください。

⑨普段ほとんど使わない駅に視覚障害者が降りた時、ホーム可動柵があるので安心です。しかし、人がいなければどこに改札口があるのか、乗り換えるのにどちらへ行けばよいのかの確認ができません。可動柵に改札口などにつながる連絡ボタンをつけてください。

⑩府内鉄道事業者の改札無人化に伴い、モニター越しにオペレーターと会話する装置が設置されていますが、手話言語や文字による情報保障が不十分のため聴覚障害者は十分に利用することができません。各鉄道会社に十分な配慮を行うよう大阪府として働きかけてください。

<2024 年度回答>

鉄道事業者がやむを得ず駅の無人化を実施する場合には、国土交通省の「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」を最大限尊重することとなっておりますが、本府としては、ガイドライン記載の取組について、鉄道事業者に対し個別にヒアリングを実施し、状況の把握に努めているところであり、引き続き、ガイドラインに十分に留意しつつ、駅の利用状況や、障がい者団体など当事者の声を踏まえながら、適切に対応するよう働きかけを行ってまいります。

府内の鉄道駅における駅員の配置状況については、防犯上の理由等やむを得ない場合を除き、鉄道事業者のホームページに掲載されているところですが、府としても、定期的に鉄道事業者と照会を行い、状況の把握に努めております。

今後は、鉄道事業者と協議のうえ、「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」や「可動式ホー

ム柵整備事業に関する連絡調整会議」等の場での情報共有についても検討してまいります。
また、無人化による困りごとなどについては、障がい者団体からの要望内容を取りまとめ、当該会議等の場を通じて、国や鉄道事業者と共有を行っているとともに、「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき配置されている広域支援相談員が対応した公共交通機関に関する相談事例については、府ホームページにその概要を公表しております。

鉄道駅のバリアフリー基準として、国土交通省が策定・公表している「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」において、タッチパネル式は視覚障害者が利用できないため配慮が必要との考え方から、タッチパネル式の場合は点字表示付きのテンキーを設置する、テンキーを設置した券売機には音声案内を設置する等が示されており、鉄道事業者において、ガイドラインを踏まえた整備が進められているところです。

本府としましては、国土交通省や鉄道事業者等で構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を通じて、ご要望いただきました内容について、共有してまいります。

<要求実現に向けた思い・資料>

人手不足の減少については一定理解していますが、ホーム可動柵設置に伴って駅員の削減に疑問を感じます。今年の2月のある日曜日のお昼前に、普段ほとんど利用したことのない駅で下車しました。車両の真ん中あたりで下車したのですが、人の気配もなく、改札がどこにあるのか、乗り換えはどちらへ行ったらよいのか耳をアンテナにして立ちすくんでいました。次の電車が来るのに約10分間ですがとても長く感じました。一人歩きができるほうなんです、人の流れもなく、何らかの音を頼りに歩くのですが、その時に思い付いたのが連絡ボタンです。かつては駅員さんが良く声をかけてくれましたので、やはり、駅員の配置が一番ですが、ホーム可動柵の何カ所かに連絡ボタンをつけてくれたらと思いました。中途視覚障害者の人や、単独歩行の苦手な人ならもっと深刻だろうと思います。改札無人化の廃止を含めて、ぜひホーム可動柵へのボタンの設置を検討していただきたいです。

62. ろう者に対する以下の防災支援施策を拡充してください。

- ①情報支援者の確保
- ②広域避難時におけるろう者に対応した1.5次避難所の開設
- ③府が作成した防災講義動画に関する手話言語による情報保障
- ④市町村への福祉避難所に関する情報提供の働きかけ
- ⑤市町村に対する避難所への「アイドラゴン4」導入の働きかけ

<2024年度回答> なし

<要求実現に向けた思い・資料>

① 避難所でアナウンスが聞こえないために、食料や水の配給を受けられないことがあったり、また、自身が聞こえないことが周りにわかってもらえず、必要な情報を得られなかったり、周囲とコミュニケーションがうまくいかず、孤立してしまったりする聞こえない・聞こえにくい人の多いことが報告されている。大規模災害発生時、被災直後は当該地域の手話通訳者や要約筆記者等も被災者となることから聞こえない・聞こえにくい人が十分な情報保障を受けられなかった例が多い。そのため、市町村と連携し情報支援者（手話通訳者や要約筆記者ではないが、避難所などで十分な情報保障体制が整うまでの間、聞こえない・聞こえにくい人に対し手話言語や筆談による情報支援を行うボランティア）の必要性を周知し府民に広く理解いただくとともに、養成・確保できるよう手だてを講じていただきたい。

② 指定緊急避難場所の指定に関する手引き（平成29年3月 内閣府（防災担当））によれば指定緊急避難場所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4）とは、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所であり、指定避難所（同法第49条の7）とは、避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設をいうものである。1次避難所、1.5次避難所、2次避難所、一時避難場所の表現の使い方は自治体によって異なるが、おおむね大部分の市町村において、指定緊急避難場所を1次避難所、指定避難所2次避難所として取り扱うものとされているようである。

1.5次避難所については、現在、法的な定義は存在しないが、おおむね「要介護認定（要支援1～要介護2）が低いなど、福祉避難所の対象とはならない要配慮者や、乳幼児など、見守りが必要な避難者について、2次避難所が見つかるまでの避難所」をいうものである。2024年に発生した能登半島地震時に石川県で設置された。能登半島地震時には、情報保障・手話通訳派遣の観点から石川県が金沢市内に設置する1.5次避難所にろう者を集約するよう要望があり、ここに手話通訳者を常駐させて、被災ろう者の支援に当たった。

以下の観点からひとつのコミュニティの構築が大切となる

- ・ろう者同士が集まることにより、手話言語によるコミュニケーションの場を構築できる
- ・ろう者同士が手話言語で話し合えることにより情報交換がスムーズにでき、支援が容易になる
- ・ろう者がアクセスしやすい視覚的な情報提供の場を構築できる。かつ、手話通訳者、要約筆記者分散化を防ぎ、特定箇所への常駐により必要な情報提供や支援を迅速に行うことができる
- ・言語的な孤立に陥りやすいろう者について孤立を防ぎ被災ろう者の今後の生活の質を向上させることができる

これらを教訓とし、大阪府下で大規模災害が発生した際の広域避難において、ろう者に対応した1.5次避難所の開設に取り組んでいただきたい。

③ 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号、いわゆる障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）第3条第1号によれば「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること。」とされ、加えて手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）によると「手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であり」（第1条）、「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものと」される（第10条1項）ことから、手話言語を母語とするろう者に対する情報保障は手話言語によるものでなければならないと解すべきである。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）によれば、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」（第7条）とされ、手話言語による情報保障は合理的配慮として行政機関等に義務付けられるものである。

ここで、一例をあげると

帰ったらあかん！～大阪府からのお願い！「STOP！！災害時の一斉帰宅」～

（大阪府公式チャンネル <https://www.youtube.com/watch?v=sufQVZcrRX8>）のように府が作成した防災に関する動画について手話言語による情報保障のないものが多い。

本要望は上記観点から府が作成した防災に関する動画について手話言語による情報保障を求めるものである。

④ 福祉避難所は、災害対策基本法施行令 第20条の6の指定避難所の要件と、第20条の6第5号の要件を満たした指定避難所で、要配慮者（指定避難所等での生活が困難な人々、高齢者、障害者、乳幼児等その他特に配慮を要する者）を対象に滞在させることを想定した避難所をいう。一般的には、高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設など）、障害者支援施設、児童福祉施設などが福祉避難所として指定される。

令和3（2021）年5月の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定においては「避難所について、福祉避難所と一般避難所と分けて指定し、かつ、福祉避難所の受入対象者を事前に特定、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる仕組みにすること。」とされ、また、「地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行い、福祉避難所への直接の避難を促進すること。」とされた。

しかしながら、福祉避難所の利用対象でない市民が避難してくることを懸念し、どこが福祉避難所であるかを公開しない市町村も府内に存在する。災害への備えが必須となる障害者に対し福祉避難所を公開しないのは障害者の自助・共助を阻害するものである。については市町村に対し福祉避難所に関する情報を市民に提供するように府から働きかけを行っていただきたい。

⑤ アイ・ドラゴン4はきこえない・きこえにくい人向けの「目で聴くテレビ」専用受信機で、一般テレビ番組等を字幕・手話放送で視聴できるものである。アイ・ドラゴン4は「聴覚障害者用情報受信装置」として厚生労働省より厚生労働省告示第529号（平成18年9月29日）によって日常生活用具に指定されており、日常生活用具として利用できることはもちろん、緊急災害時にはきこえない・きこえにくい人に必要な情報を届ける情報アクセシビリティ対応機器でもある。詳細については別添資料1（聴覚障害者用情報受信装置「アイ・ドラゴン4」に関するご説明（株式会社アステム））を参照のこと。

近年、字幕放送に対応している番組も増えてきているため、大阪府の公共施設や市町村における避難所となる公共施設（以下「避難所等」という）のテレビについても字幕放送がなされることは想像できるが、手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）によれば「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものと」され（第10条1項）、日本語の不得手な高齢ろうあ者の存在も考慮すれば、避難所等で自身の第一言語である手話言語で必要な情報を獲得できる環境が整備さ

れなければならない。また、同法第10条第2項によれば「国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされているところであり、また、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号、いわゆる障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）第3条第3号によれば「障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。」とされ、手話言語によるきこえない・きこえにくい人への情報の提供は地方公共団体すなわち大阪府の責務である。よって、大阪府内の公共施設にアイ・ドラゴン4を設置、それに係る工事費や受信料等を予算化し、法の定める通り、大阪府内の公共施設滞在中に災害が発生した際、きこえない人・きこえにくい人の情報収集の一助となるよう取り計らいいただきたい。

また、現在、一般財団法人全日本ろうあ連盟およびその加盟団体において、災害時におけるきこえない・きこえにくい人への情報保障の一環として、避難所となる公共施設やきこえない・きこえにくい人が集まる施設にアイ・ドラゴン4を設置していただくよう、都道府県や市区町村に働きかけを実施しているところである（別添資料2）。

府下市町村における避難所・福祉避難所へのアイ・ドラゴン4設置状況の拡大を目的として府から市町村に対しアイ・ドラゴン4導入の働きかけを行っていただきたい。

避難所となる公共施設やきこえない・きこえにくい人が集まる施設へのアイ・ドラゴン4設置状況についてはアイ・ドラゴン4普及ニュース（別添資料3 認定NPO法人 障害者放送通信機構）を参照のこと。全国の福祉避難所約25000か所のうちアイ・ドラゴン4が設置されているのは約260か所となっている（別添資料3）。

（参考資料） 障害者支援機器の活用ガイドブック - 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000307902.pdf>

「アイ・ドラゴン4」設置個所例 2022年11月20日現在
 東広島市12ヶ所、洲本市役所5ヶ所、草加市役所（小学校・中学校）4ヶ所、こうべ市民福祉振興協会しあわせの村3台、福島県本宮市2台、藤枝市2台、徳島県立障がい者交流プラザ2室
 青森県立青森聾学校、青森市ふれあいの館、岩手県立盛岡聴覚支援学校、福島市身体障がい者福祉センター、えぽか（本宮市民元気いきいき応援プラザ）、国立大学法人筑波技術大学、埼玉県障害者交流センター、八潮市身体障害者福祉センター、草加市立草加小学校（草加小学校含む小中学校4ヶ所）、新宿区社会福祉協議会、荒川区障害者福祉会館、珠洲市役所、石川県立中央病院、白山市福祉ふれあいセンター、「道の駅」織姫の里なかのと（石川県中能登町）、焼津市総合福祉会館、藤枝市福祉センターきすみれ、福祉の家（愛知県長久手市）、向日市民体育館、向日市保健センター、明石市立総合福祉センター、（公財）こうべ市民福祉振興協会しあわせの村、淡路市役所1号館1F地域福祉課カウンター、芦屋市保健福祉センター、三田市総合福祉保健センター、伊丹市障害者福祉センター、尼崎市立身体障害者福祉会館、国際障害者交流センター（大阪）、香芝市総合福祉センター、斑鳩町総合保健福祉会館、和歌山市役所、鳥取市障害者福祉会館、高知県立図書館（オーテピア高知図書館）、北九州市立東部障害者福祉会館 など



24時間「目で聴くテレビ」 手話番組 アーカイブを見る

約1,500本もの動画から
見たい番組を選択して見るができます！



IPTV「目で聴くテレビ」を見る

※障害者、特に聴覚障害者や手話に関する情報番組です。
ご覧いただくには受信料が必要です 個人 6,600円(年間/税込)
施設・団体 11,000円(年間/税込)

※IPTV「目で聴くテレビ」をご覧いただくには、
インターネットが必要です。

緊急災害時にリアルタイムで手話と字幕をつけて見る

「光る警報機」が緊急放送の開始をお知らせします。
※障害者放送通信機構がサービスを行っている場合に限りです。

リアルタイムで手話と字幕をつけて見る

情報保障がされていない放送に手話や字幕を付与して視聴

※障害者放送通信機構がサービスを行っている番組に限りです。

※リアルタイム手話・字幕放送および災害時の緊急放送をご覧いただくには、地上デジタル放送が受信できる環境が必要です。



字幕の色や大きさを
変更することができます。

接続例

ご自身で取付もできます。
この場合は、取付費用はかかりません。

設置を依頼された場合は、
訪問設置費用 18,500円(税込)が必要です。



仕様			
製品名	アイ・ドラゴン4	型番	SC4.0ip/D
定格電圧	DC12V 2.0A	消費電力	最大 24W
本体寸法	207mm×30mm×130mm (W×H×D)		
本体重量	445g	使用環境	0～40℃ 湿度55～85%
接続端子	地上波 UHF アンテナ入力 × 1 BSアンテナ入力 × 1 HDMI 端子 × 1 LAN 端子 (10Base-T/100Base-T) 光警報機端子		
無線 LAN	IEEE802.11b/g/n 2.4GHz		

付属品

取扱説明書、リモコン、リモコン用乾電池、保証書
B-CAS、ACアダプタ、光警報機、LANケーブル(5m)
HDMIケーブル、アンテナケーブル、分配器

(非課税商品)

販売
価格 **88,900円**

取扱店 ●お問い合わせ・ご用命は信頼の下記販売店へどうぞ



販売元 株式会社アステム
〒530-0044 大阪市北区東天満2-7-12 スターポート
アイ・ドラゴン カスタマーセンター

FAX 06-4801-9316 TEL 06-4801-9730
メール infodragon@astem-co.co.jp

「福祉避難所」や公共施設に 「アイ・ドラゴン4」を設置してください

～障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を実効性のあるものに～

福祉避難所に「アイ・ドラゴン4」の設置を

～対象はきこえない人・きこえにくい人等の人たちです～

2022年5月19日、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立し、国や地方公共団体の責務、事業者の責務（努力義務）や国民の責務、国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力や、当事者等の意見の尊重も明示されたことで、アクセシビリティ保障やバリアフリー対応は障害当事者の努力や歩み寄りではなく、社会にその対応責任があることが明示されました。

この法律の基本理念（第3条）には「障害者でない者と同一情報を同一時点において取得できるようにする」とありますが、特に緊急災害時の情報保障では「目で聴くテレビ」のリアルタイム手話放送がなければ、この理念を実現することはできません。また、基本的施策（第12条）「防災・防犯及び緊急の通報」には「障害の種類や程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進」と明記されています。

【防災・防犯及び緊急の通報】

- ① 障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進
- ② 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進



【緊急災害放送の様子】

「アイ・ドラゴン4」で地上波と手話通訳者を合成した画面



延長障害者情報受信装置
「アイ・ドラゴン4」

認定特定非営利活動法人 障害者放送通信機構は、文化庁からリアルタイム字幕配信事業者の指定を受けています。

令和2年度
バリアフリーユニバーサルデザイン
推進功労者表彰
内閣府大臣表彰受賞

「アイ・ドラゴン4」の機能

- 災害時に手話言語で緊急災害放送を見る
- 「目で聴くテレビ」が収集した災害時情報をオリジナル番組で見る（全国の聴覚障害者情報提供施設と協力）
- 「リアルタイム手話・字幕放送」を見る
（国立研究開発法人 情報通信研究機構（NICT）助成事業）
- 手話番組アーカイブが24時間いつでも見られる
（防災学習用としてもお使いいただけます）
- 「南海トラフ巨大地震」「首都直下地震」（内閣府防災）
- 「フィクションドキュメンタリー荒川氾濫」（国土交通省）
- 「新型コロナウイルスに関するお知らせ」
- 「Lets Sign! 国際手話」「手話エッセイ」「物語のとびら」など1,200本以上もの手話番組アーカイブが24時間いつでもご覧いただけます。

▶「目で聴くテレビ」をご利用いただくためには1年間10,000円（税別）の受信料が必要です

▶「アイ・ドラゴン4」をご利用いただくためにはインターネット環境が必要です



「目で聴くテレビ」トップ画面



手話と字幕によるオリジナル番組

お問合せ

お見積りなどお気軽にご相談ください

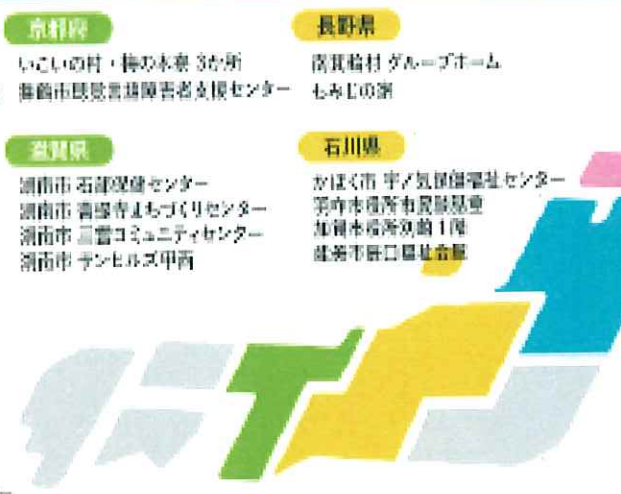
認定特定非営利活動法人 障害者放送通信機構
〒530-0044 大阪市北区東天満 2-7-12 7F
TEL 06-6242-6501 FAX 06-6242-6502
medekikutv@gmail.com

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を活かして
福祉避難所・高齢者施設等に「アイ・ドラゴン4」を設置してください
 障害者差別解消法 == 事業者も合理的配慮の提供が義務化されました ==

全日本ろうあ連盟と障害者放送通信機構は、定期的に普及担当者会議を開いて「アイ・ドラゴン4」普及のための情報や意見を交換し合い、日々の普及活動に努めています。

この活動が「アイ・ドラゴン4」設置につながった福祉避難所等は 40 か所を超えました。

一つでも多くの施設や団体で緊急災害時に活用していただきたく、まだ「アイ・ドラゴン4」をお持ちではない方にお声かけいただくとともに、災害時に避難所となる施設や団体に「アイ・ドラゴン4」を設置いただくよう地元の役所に要望書を提出してください。



兵庫県
 南あわじ市役所
 姫路市 はりまふくろうの家
 西宮市総合福祉センター
 西宮市役所
 加西市役所地域福祉課
 丹波篠山市役所
 淡路市役所地域福祉課

奈良県
 平群町社会福祉協議会

和歌山県
 状況福祉支援 日 豊高設
 「手の届く」
 田辺市役所新庁舎
 那智勝浦町健康福祉センター

大分県
 一般社団法人 PDL (くんでん PDL 放送メディア)
 大分県山田市 さやま荘 (市立老人福祉センター)

東京都
 いこいの村・特の本音 3 か所
 葛飾市障害者支援センター

滋賀県
 湖南市 石部保健センター
 湖南市 清盛寺まもづくりセンター
 湖南市 三雲コミュニティセンター
 湖南市 テンヒルズ甲西

長野県
 須賀輪村 ダループホーム
 もみじの郷

石川県
 かほく市 宇ノ気保健福祉センター
 羽咋市役所市民福祉課
 加賀市役所福祉課 1 階
 越前市界口福祉会館

北海道
 釧路市総合福祉センター

愛知県
 豊川市役所
 知立市 身体障害者福祉センター
 豊橋市障害者福祉会館 (ワカラビ)

千葉県
 ホテルメトロポリタン盛岡
 ホテルメトロポリタンニューウェイング
 国立大学法人 千葉大学

福島県
 二本松市役所

石川県では、地元協会と障害者放送通信機構が、ひとつひとつの役所を訪問して説明し、「アイ・ドラゴン4」を普及しました。 何れに、どうぞ貴方にご相談ください。

- 「アイ・ドラゴン4」の機能**
- 災害時に手話言語で緊急災害放送を見る
 - 「目で聴くテレビ」が収集した災害時情報をオリジナル番組で見る。
 (全国の聴覚障害者情報提供施設と協力)
 - 「リアルタイム手話・字幕放送」を見る
 (情報通信研究機構(NICT)助成事業)
 - 2,500本超**の手話番組アーカイブを
 24 時間いつでも見られる



聴覚障害者用情報受信装置
 「アイ・ドラゴン4」(日常生活用具)

認定特定非営利活動法人
 障害者放送通信機構は、
 文化庁からリアルタイム
 字幕配信事業者の指定を
 受けています。

== ご支援のお願い ==

賛助会員になって「目で聴くテレビ」を応援してください

緊急リアルタイム手話放送をおこなうためには、放送 1 回あたり 15 万円の費用がかかります。国の助成金では半額しかまかなうことができず事業の継続が困難になっています。どうか皆様のご支援をお願い申し上げます。

●賛助会員会費は 1 口 3,000 円です。何口でもかまいません。お申込は、ご住所・お名前・賛助会員申込と書いてFAXしてください⇒06-6242-6502

●賛助会費の振込先
 ゆうちょ銀行 〇九九店 当座預金 0117922
 障害者放送通信機構

63. きこえない・きこえにくい人の防災士の拡大方策を講じてください。
②ろう防災士を増やすため、当該講座の受講者にろう者枠を設けてください。

<2024 年度回答> なし

<要求実現に向けた思い・資料>

○障害者は災害時に障害のない市民よりも多くの困難に遭うことが知られており、課題解決に当たっては障害当事者からの問題提起や提案が不可欠となる。ろう者においても防災についての関心が高まり防災士の資格取得を志す方が増えてきており、資格取得後様々な方面で活動し課題解決に取り組んでいる状況にあるが全国的に見てもろう当事者の防災士資格取得者が少ないのが現状である。ついては、ろう防災士を増やすため、大阪府と大阪公立大学が連携し実施する「防災士養成講座」（大阪公立大学または和歌山大学主催）について、当該講座の受講者にろう者枠を設けてください。

○もともと、②に先立つ要求として以下の要求を提出していました。

①大阪府と大阪公立大学が連携し実施する「防災士養成講座」（大阪公立大学または和歌山大学主催）について、ろう者が受講する際は合理的配慮として手話通訳者による情報提供を行ってください。

当該要求については、公立大学等関係先のご理解を得て、一定の解決を見たために要求書から取り下げた経緯があります。②の要求へのご理解をいただくためにも、公立大学とのやり取りに係る経緯の一部を下記に資料として提示させていただきます。

（以下、経過資料）

2025年7月15日 大聴協 → 公立大学

大阪公立大学都市科学・防災研究センター所長 様

このたび貴学と大阪府が連携し貴学主催で「防災士養成講座」を実施するとのことで募集のチラシを拝見させていただきました。

障害者については、東日本大震災で被害の大きかった県において死亡率が健常者の約2倍であったなどの報告があり、なかでも情報獲得に難のある聴覚障害者、視覚障害者においてはとくに死亡率が高くなったとの報告がございます。こういった事情から聴覚障害者においても防災についての関心が高まり防災士の資格取得を志す方が増えてきております。

手話を母語とする聴覚障害者の受講に当たっては講師が手話で講義をしないのであれば手話通訳による情報保障が必須となります。障害者差別解消法をはじめとする近年の障害者に関する法改正などにより合理的配慮（情報保障）は主催者の義務とされているところです。大阪府の危機管理室に問い合わせたところ、申込時に合理的配慮の申し出があれば、対象者と事前に調整し、予算の範囲内で出来る限りの対応していただけるとお伺いしました。

つきましては、母語が手話である聴覚障害者の受講に当たって貴学の合理的配慮の提供方法について詳細をお教えいただければと存じます。当事者としては手話通訳による情報保障を希望しております。

お忙しい中、お手を煩わせて申し訳ございませんがご回答のほどよろしくお願い申し上げます。

2025年7月16日 公立大学 → 大聴協

大阪公立大学都市科学・防災研究センターです。

この度はお問合せいただきありがとうございます。お問い合わせいただいた標題の件につきまして、回答させていただきます。

大阪府危機管理室からお伺いいただいたとおり、当センターとしましては、予算の範囲内で出来る限りの対応をさせていただきますが、防災士養成講座に手話通訳を依頼することについては、当事業の予算の関係上、難しい状況となっております。つきましては、現状の当センターでの合理的配慮の提供方法を下記に示させていただきます。さらなるご要望があれば、検討させていただきますので仰っていただければと存じます。

- ・ZOOM の字幕機能を使用して講師の話を、テキスト化して提示（PC は当センターでご準備いたします）
- ・パワーポイント（ノート入り）講義資料の事前提供
- ・座席のご配慮
- ・ロジャーマイクの貸出し

ご要望いただいた手話通訳による情報保障につきましては、ご期待に添えず申し訳ございませんが、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

2025年7月23日 大聴協 → 公立大学

大阪公立大学都市科学・防災研究センターご担当者 様

お忙しい中ご返答ありがとうございます。貴センターでの合理的配慮の提供方法についてご確認いたしました。

さらなる要望といえますか、まず、ご確認させていただきたい点が2点ございます。中途失聴者や難聴者のように日本語の読み書きが充分できうる者にとってはZOOMの字幕機能を使用して講師の話を、テキスト化して提示といった対応も有効かと考えます。しかしながら、手話を第一言語とするろう者にとって、日本語は第二言語となります。日本語による文章を読んで意味をつかむことができても日本語で自分の考えや意見を十分に伝えることができない場合もあります。日本人が英文をある程度読むことができても英作文がほとんどできない場合が多いのと同様にお考えいただいてもよいと思います。当然第一言語である手話では自由自在に自分の考えや意見を十分に伝えることができますので、防災士養成講座にて疑問点、講師に質問したい点があった場合などは、手話で質問することになるかと思えます。こういった場合に貴センターではどのように対応されるおつもりでしょうか？手話通訳が不在とのことですので、講師が手話を読み取って回答するのでしょうか？手話を第一言語とするろう者の場合、声を出さない者が多いので音声での会話は不可能です。ろう者は質問するなどということでしょうか？

2点目に、防災士養成講座への手話通訳配置の依頼については、前年度もあるろう者が要望を出したと報告を受けております。私としてもはっきり確認できたわけではありませんので今回私から要望を出させていただいておりますが、そのような事実はありましたでしょうか？事実があったとすれば、諸法令において合理的配慮（情報保障）は主催者の義務とされているところ、今年度の予算に反映されていない理由をご教示願います。お忙しい中、重ね重ねのご連絡で申し訳ございませんがご回答のほどよろしくお願い申し上げます。

2025年8月1日 公立大学 → 大聴協

大阪公立大学都市科学・防災研究センター事務室の〇〇と申します。この度はご返信が遅くなってしまい申し訳ございません。ご質問いただきました内容につきまして、学内の専門機関や所属教員とも再度検討させていただいた上で、下記のとおり回答させていただきます。

・聴覚障害者の質疑応答への対応について→講義については、以前お答えいたしました合理的配慮をさせていただいた上で、質疑応答の際には、本学学生や地域の手話対応が可能な方を配置する形で対応させていただきます。

・手話通訳の配置のための予算が反映されていないことについて→昨年度も手話通訳の配置についてお問い合わせをいただきましたが、本講座は受講料のみで運営しており、会場のキャパシティの関係上、受講者数をこれ以上増やすことも出来ず、手話通訳の配置のために個別での予算確保がどうしても難しくなっております。そのため現状出来るかぎりの範囲内での合理的配慮について、学内で検討を行った上でご提案をさせていただいております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

2025年8月1日 大聴協 → 公立大学

大阪公立大学 都市科学・防災研究センター事務室 様

引き続き、お世話になっております。お忙しい中ご返答いただきまして誠にありがとうございます。

いわゆる「障害者差別解消法」によると障害者への合理的配慮の提供は事業者が実施するものとされており、手話通訳の手配を依頼されたのにもかかわらず職対応しないのは障害者差別に当たるとされた例がございます。 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZ030294370Q8A510C1AC1000/>

「障害者差別解消法」による事業者からの障害者への合理的配慮の提供は、2025年7月現在、義務とされており、また、2022年5月25日には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が公布・施行され、障害者が、障害の有無によって分け隔てられることなく情報取得等ができるようにとの基本理念が定められたところです。これらを鑑み当方としては手話を第一言語とするろう者が当該講座を受講することとなり手話通訳による情報保障を希望した場合、貴センターにおいて手話通訳を手配いただく必要があると考えております。また、手話通訳設置に関わる料金については諸法令で合理的配慮の提供は事業者が実施するものとされていることから貴センターにて負担いただくものと考えております。とはいえ、これは貴センターが費用の全額を負担するということを意味するわけでもありません。

>本講座は受講料のみで運営しており、会場のキャパシティの関係上、受講者数をこれ以上増やすことも出来ず、手話通訳の配置のために個別での予算確保がどうしても難しくなっております。

とのことですが、例えば府内の例をあげると、大阪メトロが実施したバリアフリー料金加算のような対応方法もございます。

https://subway.osakametro.co.jp/news/news/other/20220826_barrierfree_fare.php

具体的にどのような方法で予算を確保するかは事業者である貴センターのお考えによるところですが、極論を言えば貴センターの金銭負担が零でも実施可能ですので、法で定める「過重な負担であるとき」に

は該当しないものと判断しております。今年度はすでに情宣告知済みであり予算も成立しているでしょうから、対応ができないのは遺憾ながら承知いたしますが、次年度以降は対応いただけるのでしょうか？つきましては、下記のとおり要望を提出いたしますのでご返答のほどよろしくお願い致します。

1) 2026年度「防災士養成講座」の予算はいつごろ作成されるのかご教示願います。また、作成担当者および部署とその連絡先をご教示願います。作成時期に合わせて貴センターに手話通訳設置に関わる料金を予算に含んでいただけるよう要望を提出させていただきます。要望提出の際は対面にて提出できるようお取り計らい願います。

2) 可能であれば「防災士養成講座」の2024年度決算および2025年度予算についてご開示いただければ幸いです。当方としても貴センターに不要な負担を強いる意図は全くございませんので、要望提出の際に貴センターに負担とならないよう配慮しますので検討材料とさせていただきます。以上、長文で失礼いたしますが、どうぞよろしくお願い致します。

2025年8月1日 公立大学 → 大聴協

ご返信いただきありがとうございます。

手話通訳の配置の件につきましては、前述のメールにて再度学内で検討の上、下記のとおり手話通訳の配置について対応させていただくということで回答させていただいたつもりだったのですが、こちらの認識が間違っておりましたでしょうか。→ 講義については、以前お答えいたしました合理的配慮をさせていただいた上で、質疑応答の際には、本学学生や地域の手話対応が可能な方を配置する形で対応させていただきます。何度もご連絡いただき恐縮ですが、どうぞよろしくお願い致します。

2025年8月2日 大聴協 → 公立大学

引き続き、お世話になっております。ご返答につきまして→ 講義については、以前お答えいたしました合理的配慮をさせていただいた上で、と、ございますので、今年度は手話通訳は質疑応答のみ配置され、講義には手話通訳がないと解釈しましたがこの解釈でよろしいのでしょうか？その前提で、前年に問い合わせを行っていることをご認識されているにも関わらず、講義には手話通訳がない状態が続いておりますので、ご返答を拝読させていただく限りでは、このままでは来年度以降も同様の状況になると見受けられますので、さきほどのメールの通りご回答させていただいた次第です。

重ねての要望になりますが、当方は手話を母語とする聴覚障害者の受講に当たっては試験も含めて受付から終了に至るまで手話通訳による情報保障をいただくようお願い申し上げます。

突然の要望ではありますが、今年の対応がご連絡いただいた方法になるのは諸事情ご賢察致しますが、来年度からは受付から終了に至るまで手話通訳による情報保障をいただくことができるよう、改めて学内の専門機関や所属教員様とご十分にご検討いただきたく思います。先ほどのメールに記載しました要望と併せてご返答のほどよろしくお願い致します。どうぞよろしくお願い致します。

2025年8月29日 公立大学 → 大聴協

ご返信が遅くなってしまい申し訳ございません。

今年度の合理的配慮の方法につきましては、ご提示させていただいた内容でご理解いただきありがとうございます。その上で、次年度からのご要望としていただいている、受付から終了に至るまで手話通訳による情報保障につきましては、現在学内機関との調整を前向きに進めておりますので、こちらの回答については、申し訳ございませんがもう少しお時間をいただければと存じます。

お待たせしてしまい恐縮ですが、ご了承いただけますと幸いです。

どうぞよろしくお願い致します。

2025年10月16日 大聴協 → 公立大学

引き続き、お世話になっております。先日は、貴センター主催の防災士養成講座が無事終了されたことと思います。こちらで把握していた方は抽選に漏れており今回受講されていなかったとのことでした。また次年度以降に申し込みしたいとのことでしたし、他にもきこない・きこえにくい方の申込も今後あるかと思しますので、ひきつづき次年度以降のご対応についてご検討いただければ幸いです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

2025年8月29日 公立大学 → 大聴協

ご連絡いただきましてありがとうございます。

今回受講された方からは、ろう者に対する情報保障に関しての依頼はございませんでした。ただ、仰る通り次年度以降もお申込みいただいた方の中から、同様の要望が出ることもあるかと思っておりますので、現在本講座だけでなくそれ以外の講座等も含めた今後の対応について、学内で調整を引き続き行っております。どうぞよろしくお願い致します。

64. 視覚障害者に対する防災支援施策を整備してください。

- ①避難行動要支援者名簿の活用方法、管理方法等、記載事項等について、視覚障害当事者にしっかり情報が伝わるよう市町村に働きかけてください。
- ②個別避難支援計画の拡充と、視覚障害者への避難誘導體制の整備を図るよう市町村に働きかけてください。
- ③障害に配慮した収容避難所の整備と視覚障害者への情報提供とあわせ、補助犬と一緒に避難できる避難所の開設、障害者が安心して使用できるトイレ設備の整備等の環境整備を進めるよう市町村に働きかけてください。

<2024 年度回答> なし

<要求実現に向けた思い・資料>

○ハザードマップ作成では、視覚障害者向けに点字版と音声版を作成している自治体は堺市、豊中市、高槻市、枚方市、箕面市。点字版のみは、門真市、東大阪市、交野市。音声版のみは松原市、吹田市、八尾市、阪南市との報告をいただきました。

○大雨による洪水、近い将来起こると言われている「南海トラフ地震」など避難を余儀なくする事態が起こっても移動の自由が制限され、状況把握や情報入手の困難な視覚障害者やその家族では、自助・共助だけでは避難が難しく自治体による公助がかかせないことになります。そんな状況下で以下のような課題や疑問が起こっています。

1. 要援護者名簿作成について

各自治体で作成中だと思いますが、どのようにして活用するか疑問です。1つは名簿の管理です。誰が管理するのがわからない。吹田市などでは自治会などに管理を任すような話がありますが、自治会の中には自治会の運営に手が取られてそこまで手が回らないという話もあります。各行政が責任を持って管理すべきではないですか。大阪府としてどのように指導していますか。

2つめは、登録項目が活字だけで届いていて、視覚障害者本人が確認できず、わかりにくく、障害当事者が自らで記入しにくい現状です。

2. 避難経路について

自宅から避難所までの経路上を災害の後に安全に移動ができるかです。途中、家が崩壊していたり道路が陥没していたりして障害者をもつ家族が移動できるのか不安です。誘導體勢がとれるのかがわからない。

3. 避難所について

①種々の障害を持つ人にとって安心できる避難所となっているのか情報が少ないです。特に視覚障害者が体育館などで避難する場合に中央に押しやられて、周りの状況がわからないし、トイレなどへの移動も単独ではできないなど。大勢の人たちが避難している中を移動していくのは至難の業です。

②盲導犬などの補助犬との避難については、大勢の中で盲導犬との避難は困難です。犬が嫌いな人もいますし、アレルギーがある人もいます。盲導犬などのユーザーには個別での部屋が必要になると考えます。そんなスペースがとれるのかが疑問です。

③トイレについて 避難所での課題の大きなものにトイレの使用があります。普段と違って不特定多数の人が使用するトイレでは、トイレの様子を把握ができにくく、用をたせません。2024年1月に起こった能登半島地震で避難していた視覚障害者がトイレの使用で避難所を出されたとの話を聞いています。このことは、どの視覚障害者でも遭遇する可能性が高く、そんなことなら家が多少壊れていても自宅で避難している方がましだと考えてもうなずけます。

④食料の確保について 避難所が視覚障害者にとって安心安全な場所でないし、トイレの問題などを考えると自宅で避難しておこうと考えるが、避難所にいないと食料の配布がなされないことが大いにあります。この点で行き場のない視覚障害者にとって食べ物がいないという状況は、命にかかわることになります。ましてや補助犬などの餌の配布など到底ありえないように感じます。

このように疑問や、不安など多々あるがこれらのことをできるだけ解決するにはある程度想定をしながら避難態勢などの防災計画の構築が必要になると思います。システムとそれを遂行できる人の配置が重要であると思いますが、現在の府下の自治体では正規の職員が半数しかいない自治体がある現状では絵に描いた餅にならないかと不安です。

65. 避難環境が整わないなどの理由で、やむを得ず在宅で避難することになる障害者に食料等の支援が行き届くよう市町村に働きかけてください。

<2024 年度回答> なし

66. 健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。

①医療機関の負担上限額を復活させるとともに、月負担上限額を大幅に引き下げてください。

②院外調剤の自己負担を撤廃してください。

③中軽度の障害者を、制度の対象にしてください。

④重度障害者医療費助成制度の果たしてきた役割に鑑み、コスト面からだけでなく重度障害者がこの制度をどのように活用し健康な暮らしに役立っているのか等の実態を調査してください。2018年4月以降の制度改定における障害児者・家族の暮らしへの影響について、大阪府として定期的に調査を行ってください。

<2024 年度回答>

①重度障がい者医療費助成を含む福祉医療費助成制度については、全ての都道府県において実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、本来であれば国において実施すべきものと考えており、国において制度を創設するよう強く要望しています。

重度障がい者医療対象者に係る一部自己負担額については、医療保険での自己負担が1～3割であるのに対し、1医療機関あたりの負担額を1日500円以内に抑えるとともに、月額上限額を3,000円に設定するなど、できる限り負担が増えないようにしています。

今後とも、平成30年度に再構築した福祉医療費助成制度により、医療のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。

②持続可能性の確保の観点から制度の再構築を行い、平成30年4月から、より医療を必要とする方々に支援が行き届く制度といたしました。

平成30年度の制度再構築前において、院外調剤に占める助成額の割合は、障がい者医療では3割近くを占めており、障がい者の受診頻度や受益と負担の適正化の観点から鑑み、障がい者医療において院外調剤の自己負担を導入することが不可欠でした。

重度障がい者医療対象者に係る一部自己負担額については、医療保険での自己負担が1～3割であるのに対し、1医療機関あたりの負担額を1日500円以内に抑えるとともに、月額上限額を3,000円に設定するなど、できる限り負担が増えないようにしています。

今後とも、平成30年度に再構築した福祉医療費助成制度により、医療のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。

③平成28年2月に公表された府と市町村が共同で設置した福祉医療費助成制度に関する研究会報告書を踏まえ、各団体や実施主体である市町村から意見を伺いながら、制度の持続可能性の確保の観点から、府としての考え方をとりまとめ、平成29年2月の府議会での議決を経て、市町村に対する補助制度の再構築が決定し、平成30年4月に新制度として運用を開始しました。

具体的には、府・市町村の厳しい財政状況のもと、対象者の拡充が求められていたため、対象者の範囲を変更し、持続可能性を高めることとし、より医療を必要とする方々に支援が行き届く制度となるよう、65歳以上の重度ではない老人医療対象者は3年の経過措置をもって対象外とする一方、重度の精神障がい者・難病患者を新たに対象とし、年齢に関係ない重度障がい者医療として再構築しました。

障がい者に対するさらなる支援については、自治体の医療費助成だけでなく、国の社会保障全体で検討すべきものと考えています。

④福祉医療費助成については、定期的に市町村からデータを収集して集計しているほか、国調査等を通じて実態把握に努めており、それらのデータをもとに、平成30年4月の再構築にかかる検証を行っています。

また、障がい者に対する支援については、重度障がい者医療費助成という側面のみを捉えるのではなく、相談支援・日常生活支援なども含め障がい者施策全体の中で総合的に勘案すべきと考えています。

今後は「生活のしづらさなどに関する調査」等、国や府が実施する調査結果を踏まえ、実態を把握していきます。

引き続き、必要な情報の収集に努め、制度の再構築にかかる検証を行ってまいります。

＜要求実現に向けた思い・発言＞

○私たちは脳性麻痺の障害のある高齢の夫婦です。

現在の受診医療は訪問リハビリ、訪問看護、神経内科、整形外科、歯科、耳鼻科、皮膚科等の定期通院、転倒などの突発的な通院、年1回の2週間集中リハビリ入院等、医療は欠かすことができないし、この制度は私たちの命綱ともいえる制度です。

東京都、愛知県、京都府は医療費自己負担が全額無料です。神奈川県は1回の診療の負担は200円で、それに比べて大阪府は「医療費負担の一部を助成する」として診療も1回500円、院外調剤も1回500円の負担がかかります。通院のためのタクシー代などの交通費を入れたら夫婦で月に15,000～20,000円ほどの負担になります。

加えて、今処方されている湿布薬や痰切りの薬等のOTC類似薬の保険外しの動きもあり、必要な薬が処方されなくなれば、ますます私たちの負担は増えます。

若い時から主な収入は障害基礎年金で、子育てもしてきました。貯えも少なく、医療費は家計を圧迫しています。医療費負担を全額無料にしてください。せめて、月額上限額を引き下げてください。

高校授業料無料化は賛成ですが、であれば、何故、私たちの医療費は無料にならないのでしょうか？教えてください。

莫大な税金をかけて不幸を産むカジノを何故やる必要があるのか理解が出来ません。大阪府は税金の使い方がおかしいと率直に思います。何故、カジノを優先して、私たちの命綱である重度障害者医療費助成制度の自己負担無料化が出来ないのかを教えてください。（大阪肢障協 高橋）

○38歳の娘には中度の知的障害があります

アレルギー体質で季節の変わり目には様々な病院へ行き、10年前には婦人科系の病気で手術、入院となり、今現在も通院治療中です。

薬は飲まなくてはならず、ジェネリックになったとはいえ高価で医療費が随分かかります。

年金と作業所の工賃でやりくりしていますが、グループホームに入っており年金がほぼそちらに消え、30代女子としての普通の生活は難しいところです。

年々病院に行くことが増えていくであろうことを考えると、やはり中軽度の障害者にも医療費の助成を大阪府としておこなってほしいと願っています。

障害者関係データ

大阪府重度障害者医療費助成制度・償還払い件数と金額

2025年7月大阪社保協調査

		償還払い											
		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
		償還件数	償還金額(円)	償還件数	償還金額(円)	償還件数	償還金額(円)	償還件数	償還金額(円)	償還件数	償還金額(円)	償還件数	償還金額(円)
1	大阪市	58,526	291,428,214	60,407	250,861,148	58,985	219,132,749	62,547	222,514,820	66,466	231,148,286	集計中	集計中
2	豊中市	20,833	63,600,372	18,250	55,710,031	19,502	59,326,969	19,571	60,045,917	20,397	62,443,167	19,994	63,770,224
3	池田市	現金給付	現金給付	現金給付	現金給付	現金給付	現金給付	現金給付	現金給付	現金給付	現金給付	現金給付	現金給付
		2,532	22,172,951	2,606	19,080,649	2,393	18,491,785	2,276	20,470,943	2,366	17,305,645	2,095	17,687,691
		自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還
		4,897	8,792,132	4,089	7,603,550	4,484	8,116,991	4,526	7,125,095	4,831	7,965,646	4,963	8,481,714
4	豊能町	768	5,523,051	1,028	9,855,990	1,033	9,719,809	1,016	7,493,109	不明	不明	不明	不明
5	能勢町	1,936	13,789,381	2,077	13,013,277	2,112	15,872,897	2,100	12,942,100	1,907	13,136,093	2,162	12,754,092
6	箕面市	窓口	窓口	窓口	窓口	窓口	窓口	窓口	窓口	窓口	窓口	窓口	窓口
		2,162	12,409,075	1,439	8,473,486	1,577	9,800,658	1,646	10,276,897	1,263	9,372,296	1,357	9,310,625
		自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還
		5,970	10,222,768	5,357	9,264,673	5,959	10,887,123	6,216	11,161,368	6,529	11,987,555	6,541	12,596,165
7	高槻市	4,897	45,071,081	3,393	54,476,198	3,182	55,148,455	3,467	56,386,553	3,564	59,772,149	3,348	58,918,569
8	島本町	1188	956,872	1,069	8,669,898	1,434	10,994,258	1,416	11,602,413	1,773	9,430,065	1,899	8,625,180
		(1507)	(2707680)										
9	茨木市	16,333	27,654,773	15,990	25,870,074	15,902	25,985,653	14,605	24,296,306	15,392	26,677,999	14,696	25,878,913
10	吹田市	17,517	50,974,049	16,312	48,795,051	11,823	39,960,214	17,049	53,378,695	18,380	58,876,959	18,973	60,274,500
11	摂津市	1,698	15,766,411	4,503	13,208,959	4,569	12,039,517	4,382	11,804,200	4,515	12,624,796	4,670	14,371,463
12	守口市	不明	28,989,435	不明	25,725,625	8,632	20,788,744	8,412	19,167,712	8,412	19,167,712	8,412	19,167,712
13	門真市	1,854	10,916,120	1,405	7,400,062	1,142	8,550,243	730	5,735,089	1,100	6,288,655	1,168	7,811,005
14	大東市	3,350	22,607,225	7,743	17,700,433	5,785	22,445,124	5,645	18,818,494	6,203	20,495,508	6,035	20,602,012
15	四条畷市	3,111	8,262,896	3,072	8,675,312	3,017	7,851,861	2,710	7,126,138	3,282	9,034,856	3,240	9,401,732
16	寝屋川市	13,776	36,805,667	12,671	31,195,988	12,169	28,132,921	11,518	26,844,593	12,693	31,443,863	未確定	未確定
17	枚方市	32,889	102,138,921	28,182	80,068,200	28,687	81,149,256	28,553	88,432,307	30,317	87,456,227	29,202	84,422,507
18	交野市	申請償還	申請償還	申請償還	申請償還	申請償還	申請償還	申請償還	申請償還	申請償還	申請償還	申請償還	申請償還
		830	6,164,767	807	4,562,009	762	4,562,009	782	5,564,642	872	5,960,246	854	6,816,711
		自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還
		4,762	7,584,579	3,946	6,367,076	3,946	6,367,076	3,613	5,655,830	3,824	5,761,707	4,072	5,607,027
19	東大阪市	36,791	96,480,475	32,335	75,384,057	31,875	73,922,187	32,331	75,382,721	32,585	78,258,581	33,292	80,751,440
20	八尾市	22,219	58,275,331	19,993	48,411,531	19,722	47,154,570	19,466	46,986,008	19,691	50,476,079	20,746	54,182,099
21	柏原市	現物償還	現物償還	現物償還	現物償還	現金給付	現金給付	現金給付	現金給付	現金給付	現金給付	現金給付	現金給付
		573	984,578	387	8,138,327	335	5,742,808	341	6,250,780	339	6,191,590		
		自動	自動	自動	自動	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還	自動償還		
		4,333	802,190	3,796	6,771,066	3,682	5,776,181	3,523	6,490,009	3,725	7,275,550		
22	松原市	6,827	21,004,510	6,479	18,978,830	6,641	13,962,931	6,760	14,320,665	6,807	13,946,624	6,751	13,412,885
23	羽曳野市	8,032	13,177,852	7,388	11,691,413	7,159	11,782,931	6,976	11,453,997	8,785	21,954,550	8,562	21,312,132
24	藤井寺市	5,213	13,883,931	4,400	10,565,962	4,418	10,745,352	4,107	11,145,604	4,404	11,382,941	4,497	12,037,252
25	大阪狭山市	自動償還+	自動償還+	自動償還+	自動償還+	償還払い	償還払い	償還払い	償還払い	償還払い	償還払い	償還払い	償還払い
		償還払い	償還払い	償還払い	償還払い	のみ	のみ	のみ	のみ	のみ	のみ	のみ	のみ
		3,263	10,652,055	3,164	9,753,377	401	2,639,504	335	2,220,824	361	3,500,221		
26	富田林市	-	49,924,943	-	46,575,037	81	747,726	25	263,945	47	580,657	36	304,291
27	太子町	568	928,716	563	898,180	614	980,456	593	925,042	620	922,814	544	891,969
28	河南町	不明	4,387,050	不明	3,685,966	不明	4,341,469	690	2,382,810	657	2,076,209	648	2,331,085
29	千早赤阪村	113	601,965	304	936,919	431	1,382,655	451	844,506	461	1,081,915	415	968,021
30	河内長野市	485	24,115,118	336	20,720,146	343	20,110,000	333	19,751,187	280	18,048,784	313	20,306,487
31	堺市	20,268	180,200,000	19,448	165,063,000	19,790	164,261,000	19,732	156,323,000	19,765	169,575,000	20,260	176,819,000
32	和泉市	13,298	33,410,871	10,686	22,784,479	10,800	23,680,059	10,387	21,430,094	11,743	24,653,576	12,129	27,080,569
33	高石市	4,546	10,722,174	30,509	146,154,262	30,076	148,214,884	32,571	148,385,666	31,745	147,212,152	31,793	162,544,217
34	泉大津市	4,666	11,440,184	4,371	10,420,996	3,947	10,066,814	5,054	10,643,866	5,176	11,084,761	5,397	12,436,887
35	忠岡町	1,297	2,644,927	1,129	1,895,089	1,110	1,861,015	1,124	2,067,334	1,071	1,972,713	1,071	1,972,713
36	岸和田市	12,065	21,087,045	11,918	20,743,108	11,890	20,871,121	12,071	21,235,244	12,079	21,466,787	12,474	22,697,073
37	貝塚市	4,509	15,205,481	4,337	11,849,408	4,344	13,960,561	3,912	10,539,707	4,267	13,510,594	4,170	11,944,425
38	泉佐野市	7,282	11,682,003	6,394	10,112,016	6,565	10,363,367	6,711	11,124,533	6,849	11,895,337	6,671	11,895,558
39	田尻町	468	1,027,269	338	764,942	368	725,126	3,514	14,933,705	3,385	13,222,307	3,514	14,836,611
40	能取町	3,423	8,689,462	2,670	6,960,396	2,966	7,789,324	3,000	7,658,317	3,189	7,798,808	3,224	9,368,972
41	泉南市	3,214	6,084,214	6,582	10,151,170	3,949	10,384,961	3,962	12,858,160	4,125	12,023,715	4,251	11,815,203
42	阪南市	3,051	4,813,889	2,772	4,710,366	2,774	4,938,976	2,929	5,239,353	2,700	5,064,972	2,897	5,046,771
43	岬町	3,099	11,668,284	2,346	9,715,933	1,503	9,453,511	2,279	9,373,708	2,076	8,850,458	2,057	8,560,649
合計		342,794	1,337,605,142	351,400	1,310,289,452	349,340	1,229,128,566	362,709	1,241,827,608	376,907	1,295,064,669	390,152	1,073,015,429

未提出自治体：豊能町、守口市、忠岡町

72. 障害児者の入院時に医療機関側から個室利用を求める際、個室料が患者負担とならないよう以下の措置を講じてください。

①障害の状況により実質的に多床室での対応が困難な場合については、患者本人の「治療上の必要」により個室へ入院させるケースとして扱い、利用者からの料金（「差額ベッド代」）徴収を行わないようにしてください。

<2024 年度回答>

病院がいわゆる特別室など、患者から特別の料金の徴収を行う特別の療養環境の提供に係る病室（以下、「特別療養環境室」といいます。）へ入院させる場合については、厚生労働省の通知において、患者への十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意に基づいて行われる必要があり、患者の意に反して特別療養環境室に入院させられることのないようにしなければならぬとされています。

また、患者本人の治療上の必要により特別療養環境室へ入院させる場合や、病棟管理の必要性等から特別療養環境室に入院させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合には、患者に特別療養環境室に係る料金を求めてはならないとされています。

<要求実現に向けた思い・発言>

ここ数年、こちらの要望項目について要望しています。

我が家には、言語取得のない重度の知的障害があり、また、強度行動障害と認定とされている長男がいます。長男はこれまで入院治療といえば、保護者付き添いの元での入院生活が余儀なくされています。歯科治療では数回、全身麻酔による治療の為に入院、また、異食による腸閉塞での入院経験も繰り返しました。

一度目の腸閉塞の際は、開腹手術を行うほどの緊急性の高いものだったこともあり、入院期間も一ヵ月を超えたものとなりました。

その間、病室は個室であり完全看護ですが、看護師からの話もあり家族が常時傍にて付き添う形でした。その上、入院の費用は「個室利用」を上乗せで請求され、色々な意味で入院生活には当時はかなり不安がありました。

ここ数年は、入院に至るような事態は起きていないので、現状、府内の入院での対応はどのようになっているのか、わからないのですが。以前では、病院により、事前に個室費用は通常よりは減額された額で提示された場合や、減額も何もなく全額個室の費用請求がされた場合、友人などの話では費用負担は生じない例があり、病院により負担は様々でありました。

最近でも、長男は異食の場面があり、腸閉塞を気にする事態が度々ありました。幸い、入院になることなく過ごせていますが、いつ、以前のような事態になるのかと不安になる場合があります。先日も、異食の事があり、かかりつけである精神医療センターの担当医に相談したのですが、息子のようなタイプは、受け入れる病院もなかなか厳しいとあり、しかし、腸閉塞に関しては命の危険も伴うので、緊急搬送での対応が必要であるとお話がありました。

その話を思うと、命の危機に瀕している子どもを抱えながら、搬送を受け入れてくれた病院に対して、入院に対しての費用の確認をしたり出来る余裕などないと、改めて思います。

また、これまでの府交渉でも、別途個室費用の徴収でのトラブルや相談が大阪府には寄せられていると伺いました。病院との誓約書などへ記入をした後からでは、どうすることも出来ない話もあったと記憶しています。

その様な事態を把握していながら、府としてはこれまでどのように対応していたのか、この場にて今一度聞かせて頂きたいと思います。

また、府内での個室入院に際しての相談やトラブルの事例はなくなっているのかも教えて頂きたいです。私個人としては、障がいがある方の入院については家族などの支援が必要であるので、せめて、個室利用の際は、費用の徴収はどの病院でも発生しない形であって欲しいと思っています。

74. ろう者（施設入居者を含む）が医療機関を利用（受診・入院）する際、手話でのコミュニケーションが保障されるようにしてください。

①地方独立行政法人大阪府立病院機構の5病院（大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター）について2006年から手話通訳者が配置されていますが、当該通訳者の退職後、新規雇用がされないなどによって手話通訳者が不在となる事案が生じています。早期の採用を促し、手話通訳者の不在を解消してください。

②府内の各医療機関（①以外の病院）に手話通訳者、手話ができる医療従事者、相談員などが配置されるよう働きかけてください。

③各医療機関と市町村が連携して、手話を必要とする障害者の入・通院に際して市町村の登録手話通訳者が活用できるよう、市町村ならびに医療機関に働きかけてください。

<2024 年度回答>

①地方独立行政法人大阪府立病院機構の5病院では、聴覚・言語障がいをもつ患者様に対し、各病院において、病院内での診察、検査、会計など必要に応じて手話通訳を行っております。

手話通訳は、常駐の手話通訳者による対応もしくは診察予定日等に合わせて派遣手話通訳者に依頼して対応しておりますが、いずれも患者様の費用負担はありません。

今後も各病院の手話通訳利用実績に応じ、常駐もしくは派遣により手話通訳者を確保し、患者様に安心して利用いただける環境を整備していきます。

②合理的配慮の基本的な考え方等を含む厚生労働大臣発出の「障害者差別解消法 医療関係事業者向けガイドライン」を医療機関に対して周知し、適正な医療の提供に努めるよう働きかけているところです。

なお、改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行されたことに伴い、上記ガイドラインが改正されたことから、関係団体を通じ、医療機関へ改めて周知を行いました。

また、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」を、保健所が実施する立入検査等の機会を活用して情報提供・周知を行っており、引き続き、障がい者への適切な対応が確保されるよう努めてまいります。

<要求実現に向けた思い・資料>

① 手話通訳者の退職後、新規雇用がなかなかされない原因として手話通訳者の身分保障が十分でない点があげられる。一般に兼務（手話言語通訳者とはまた別の医療職や事務職としての雇用）で雇用されている場合を除き、非正規雇用となっている。手話通訳者が不在となる事案を生じさせないためにも、手話通訳者は正規雇用とすべきである。そのための財源も十分に確保頂きたい。

② 府内の各医療機関において手話通訳者、手話ができる医療従事者、相談員などが配置されている医療機関は極めて少ない。ろう者に対する詳しい説明の際は手話通訳を介して行われるが、入院中に、頻繁に、手話通訳は来られるわけではないため、きこえる人と比べると説明の時間が非常に限られており、多くの内容を一度にまとめて伝えるようになるなど支障が出る例が多い。医療機関に手話通訳が常勤していれば、いつでも必要な時にろう者に対し情報提供ができ、きこえる人と同等な医療提供を受けることができる。最低、一次医療圏に一病院は常勤する手話通訳者が配置されるようにできるように大阪府としても市町村に働きかけてください。

③ きこえない・きこえにくい人が医療現場でバリアに直面することが多々ある。具体的には医療機関での意思疎通の困難さ、また医療情報へのアクセス手段の限定化、これらによる自身の権利の不行使などとなる。バリアが原因となり通院を続けることへの心理的な抵抗から、治療の質が下がる例が多く見られる。ろう者は手話言語によるコミュニケーションを行うが、手話言語によるコミュニケーションが十分にできる医療従事者は極めて少数であり、また、医療現場においては筆談が十分に行われる時間的余裕がないことも多く、手話通訳者がいない場合または手話通訳者の能力が不十分な場合、病状や治療方針等に関する正確な情報がろう者の患者に伝わらず、複雑な内容を理解した上で意思表示を行うことが困難である。

手話通訳者を介し医療従事者と十分な意思疎通ができれば、ろう者もきこえる人と同じ水準の医療が受けられることができる。

医療機関における手話通訳者の派遣の状況については、ほとんどの場合、ろう者が市町村に手話通訳者の派遣を依頼し医療機関に同行する例がほとんどで各医療機関と市町村の連携はほとんどない。そのため、手話通訳者の同行について十分な理解がない医療機関も多く見られる。医療機関と市町村が連携して、市町村の登録手話通訳者が十分に活用できるよう、大阪府から市町村ならびに医療機関に働きかけていただきたい。

また、夜間・休日の急な医療機関受診時において、医療機関または市町村消防局等から、登録手話通訳者の派遣依頼ができるように市町村に働きかけていただきたい。

2025 年度要求のうち文書回答に回した要求・資料

12. 大阪府並びに大阪府教育委員会として「平成 30 年度 文部科学省委託事業『障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究』報告書」(平成 31 年 3 月大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課)の趣旨を踏まえ、関係する生徒・保護者や教職員、府民への情報提供や国への提案を積極的に行ってください。

①大阪府並びに大阪府教育委員会として上記「報告書」の趣旨並びに「学びの場」公表の意義を踏まえ、「学びの場」ホームページの存在を特に学校教育関係者や障害福祉関係者に周知徹底してください。また、「“福祉型専攻科” 事業合同説明会」(大阪府・大阪府教育委員会後援)の情報(チラシ)がすべての府立特別支援学校の生徒・保護者、教職員に進路の選択肢の一つとして情報提供されるように各特別支援学校に対する指導・助言を積極的に行ってください。また、大阪府立高校及び私立高校の進路担当教員への学びの場の情報提供も行ってください。

②同様に府内中学校支援学級卒業生の約 8 割が進学するといわれる府内高等学校の進路担当教員並びに支援を必要とするすべての障害のある生徒とその保護者にも進路情報として卒後の「学びの場」の情報提供を行ってください。また、小中学校の支援学級に在籍する児童生徒の保護者にも学校の進路説明会等を通じて「学びの場」の情報提供が行われるようにしてください。

<要求実現に向けた願い・資料>

○支援学校に通われている生徒、その保護者の皆さんには“福祉型専攻科 学びの場”という名称や事業内容が少しずつではありますが浸透してきています。支援学校の進路担当の教員の方も同様です。

近年府内の高等学校に進学される障がいのある方が増えてきていると耳にします。そういった方々の高等学校卒業後の進路はどのように選択されているのでしょうか？また、小中学校の支援学級に在籍されている生徒の保護者の皆さんも自分の子どもの将来を不安に思っておられる方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

将来的には“仕事”をされるかとは思いますが、私たちが大学に通っていたように高等学校に通われている生徒、小中学校の支援学級に通われている生徒の皆さんにもすぐに仕事ではなく“学びの場”という仕事へ向かうための心を準備する場が必要なのではないかと思います。

昨年の交渉の場で「毎年度初めに、支援学校知的校に高等部 3 年生の在籍数程度、学びの場の公表についてのチラシを配付しております。」と回答がありましたが、高等学校ならびに小中学校の支援学級に通われている生徒やその保護者の皆さんにも同様にチラシを配り学びの場の情報提供を行ってください。

29. 自立訓練事業を活用した「学びの場」に対応した制度を拡充してください。

③学びの場に通う障害のある青年たちに行き届いた丁寧な支援ができるように職員配置基準と報酬単価を見直し事業の継続が図れるように、国に働きかけてください。

<要求実現に向けた願い・資料>

○自立訓練など福祉事業を使った学びの場では、今の職員配置基準では足りません。学びの場の実態に見合った職員配置基準になるよう、また、安定して職員を確保できる報酬単価になるよう国に強く働きかけてください。

配置基準の 6 対 1 を満たしていたとしても、小さい集団で丁寧に支援する必要がある学びの場では、今の職員配置基準では足りません。

学びの場では、青年期の移行期である利用者(学生)に対して、成人事業所とは違い、教育の現場と同じように毎日違うカリキュラム(時間割)を作り、支援を行っています。

その中でも進路の授業では、卒業した後のこと、さらにその先の自分の人生について考えます。どの伝え方が一番わかりやすいのか、利用者(学生)一人一人違うので、様々な方法で繰り返し伝えます。そのため授業準備として、授業の教材を作り、パワーポイントで見やすいように写真や動画を編集したり、わかりやすいプリントを作ったりしています。また、どのような授業がわかりやすいのか、系統立てて繰り返し学べるように職員で日々、検討を重ねます。

また、利用年限があるため、利用者(学生)が「自分で決めた」と自信をもって安心して卒業後も通え

る事業所を毎年、探します。本人やご家族に事業所を紹介する前には一軒一軒職員が見学に行き、利用者本人にもわかりやすい資料を作ります。学校では夏休みなどに見学を行い、実習巡回などに行かれています。学びの場は福祉の事業を使っているの、通常の授業も行いながら、職員が1人抜けて事業所見学や実習巡回を行っています。

ただでさえ少ない職員体制の中で、職員が外へも出ていかななくてはなりません。

今のままでは、青年たちの「学びたい」という思いに応え、学ぶ権利を十分に保障することができません。大阪府として今後も学びの場を継続・発展していけるよう職員配置基準と報酬単価の見直しを国に強く働きかけてください。

彼らの「自分のペースでゆっくりじっくり力をつけて、いつかは自立したい」という願いを実現させていくためにも、行政の皆さんのサポートがもっと必要です。よろしく願いいたします。

40. 地域で安心して暮らせるよう地域生活を支えるための「地域生活支援拠点機能」の整備方針を府の責任で策定してください。緊急時の対応には多様な困難に対応できる複数の支援者が必要不可欠です。そのために一定規模の入所型施設が地域生活支援拠点の中核的役割を果たすことができるよう、必要な支援・補助を行ってください。

<要求実現に向けた願い・資料>

知的障害のある方の成年後見人（保佐人・補助人）を法人で行っている成年後見共済会と申します。

当法人は現在47名の方の後見・保佐・補助を担っており、被後見人等は大阪全域に点在しています。入所施設やグループホームにお住まいの方もおられますが、独居の方も数名おられます。

知的障害のある方が地域でお1人で住まれるということは、入所施設やグループホームで暮らすよりも手厚い支援体制が必要です。平時でも手厚い支援が必要な中、非常時や有事、緊急時のことまで考えると、とてもではありませんが、被後見人等の生命・生活を守るには社会資源・サポートが足りていません。深夜等、支援の入っていない時に何かあれば誰が対応してくれるのでしょうか。

マンションで一人暮らしをされている方の事例です。居宅支援、訪問看護、日中事業所、相談支援、成年後見人等、多数の支援ネットワークのある方です。

こんなことがありました。2025年2月、とても寒い時期でした。自宅内のブレーカーの1つが落ちたままの状況（故障）になり、リビングのエアコンが使えなくなりました。幸い、ヘルパーが入るタイミングだったので、ヘルパーが他の部屋のエアコンの風をリビングに送ったり、電気毛布等も準備してくださり寒さ対策をすることができ、何とか事なきを得ました。

ですが、もしこのトラブルが支援の入っていない日や夜間等に起こっていたらどうすればよかったのでしょうか。本人から電話でSOS発信することは可能です。ですが、どの支援者も近隣にはおらず、SOSを受けてもかけつけることができなかったと思います。

知的障害のある人の地域での生活を支えるということは、24時間何かトラブルが発生しても対応できるしくみ・支援があるということだと思います。成年後見制度はそもそも直接支援できないしくみであり、かといって相談支援等が深夜帯まで対応できるわけでもないと思います。

本人にとっての非常時・緊急時というのは、大規模な災害や事故・病気だけでなく、日常生活の中でも、本人が「困った」「助けて欲しい」と感じたことは非常・緊急だと思います。こうしたことに24時間対応できるのは、一定規模の入所施設だと思います。入所施設に地域生活を支える中核的役割を果たして頂くことで、成年後見人としても被後見人等の地域での生活を安心して支えることができます。どの地域に住んでいても安心した生活が送れるよう、大阪府として必要な支援・補助を行ってください。

55. 療育手帳の新規発行・更新発行について、手続き・申請後の事務作業等を迅速に行い、早急に発行してください。

<要求実現に向けた願い・資料>

現在療育手帳の新規発行、更新発行については、平均3か月かかると申請窓口で言われます。

私の住む自治体では、重度障害者の医療証の有効期限が、療育手帳更新月の末日になっています。自治体の説明では、療育手帳の更新に伴い、等級に変更があった場合、例えばA判定の人がB判定になった場合、費用負担が発生し、徴収する手続きが大変だということでした。

1月生まれの息子は、療育手帳更新の時期は、11月に送られてくる本来1年有効であるはずの医療証が、わずか3か月間有効のものが送られてきます。療育手帳更新の手続きの申請は、期限の3か月前から

受け付けているのと言われますが、療育手帳の更新は5年ごとなので、医療証の期限を見てあわせて申請にいくこともあります。そのような場合、発行に3か月かかってしまえば、医療証が使えないことになります。自治体は期限が切れた場合、償還払いとしますので、とりあえずお支払いしてくださいということです。

障害年金だけで暮らす障害者には、切れ目のない、医療を安心して受けることができるためにも、療育手帳の発行を速やかにしてください。

療育手帳の申請から発行までの所要日数

2025 年 7 月大阪社保協調査

		新規対象者					更新対象者				
		30日 以内	30～ 40日	40～ 50日	50～ 60日	60日 以上	30日 以内	30～ 40日	40～ 50日	50～ 60日	60日 以上
1	大阪市	※該当データを持ち合わせていないため回答不可									
2	豊中市					○					○
3	池田市					○					○
4	豊能町										
5	能勢町					○					○
6	箕面市					○					○
7	高槻市					○					○
8	島本町					○					○
9	茨木市					○					○
10	吹田市					○					○
11	摂津市					○					○
12	守口市										
13	門真市					○					○
14	大東市					○					○
15	四条畷市					○					○
16	寝屋川市					○					○
17	枚方市					○					○
18	交野市					○					○
19	東大阪市					○					○
20	八尾市					○					○
21	柏原市					○					○
22	松原市					○					○
23	羽曳野市					○					○
24	藤井寺市					○					○
25	大阪狭山市					○					○
26	富田林市					○					○
27	太子町					○					○
28	河南町					○					○
29	千早赤阪村					○					○
30	河内長野市					○					○
31	堺市					○					○
32	和泉市					○					○
33	高石市					○					○
34	泉大津市					○					○
35	忠岡町										
36	岸和田市					○					○
37	貝塚市					○					○
38	泉佐野市					○					○
39	田尻町					○					○
40	龍取町					○					○
41	泉南市					○					○
42	阪南市					○					○
43	岬町					○					○

未提出自治体：箕面町、守口市、忠岡町

61. 交通運賃割引の対象者を拡大するよう国及び関係機関に強く働きかけてください。

<要求実現に向けた願い・資料>

○私の子どもは、40歳、療育手帳B1、男性、知的障害者です。

電車やバスを利用して出かけることが好きです。本人の好きな動植物園や、水族館、美術館などに行き、楽しみたいと思いますが、混雑している場所や、騒がしい場面、特に子どもの泣き声が苦手で、その場にいることができなくなります。イライラして大声で怒り出すこともあり、外出する時には必ず、父親か母親、もしくはガイドヘルパーと一緒にないと、すべてが不安で出かけることができません。

その為、二人分の交通費はかなりの負担になります。

中度、軽度の人も交通費割引の対象にしてください。

○今、重度障害者には交通費の軽減がありますが、中軽度の障害者にはなく、一般の人と同じように支払っています。

娘は知的障害があり、療育手帳B1を持っています。

交通費は一般の大人と同じ料金で公共交通機関を利用します。しかしながら一人で出かけられず、いつも誰かと一緒にないとはいけません。発作も持ち、どこで何があるかわからないからです。

パニックになったときに助けてもらえる人がやはり必要です。

重度障害者と中軽度障害者を分けて補助をしてもらえないでしょうか。

また車の高速料金も重度障害者のように半額免除ありません。なぜでしょうか。ものすごく行動を制限されてしまいます。

多くの手助けが必要な障害者に「生きる」ことへの希望が持てるように負担軽減を実現してほしいと思います。

71. 障害児者のインフルエンザ、コロナウイルス感染症等の、予防接種ワクチン費用の補助を行ってください。

<要求実現に向けた願い・資料>

○コロナは、第5種になりましたが、感染力が強いので、今回、作業所が閉鎖になりました。障がい者は、予防する事が難しいです。ワクチン、検査、お薬等 補助してほしいです

○私はパートで働いていますが、コロナで作業所をお休みしなければならなくなると、何処かに預けることも出来ないし、仕事場に迷惑をかけるか、危険をおかして、1人で何時間も置いていくことになります。なかなか抵抗力もないので、移りやすかったりします。

予防接種に補助金をしてもらえれば、予防できやすくなります。よろしくお願いします。(I)

○息子は、現在作業所に通い、グループホームで暮らしています。

コロナの感染状況に関する報道がほとんどされなくなりましたが、最近また、コロナの変異株での感染者数がとても増えているとの報道がありとても不安になっています。

息子が通う作業所や、同敷地内にある入所施設には、もともと持病のある人や、いったんコロナやインフルエンザに感染すると、重症化し、命にかかわる重い障害のあるなかまが多くいます。以前、コロナ感染拡大した時には、コロナに感染し重症になっても、障害のあるなかまが入院することができずに、障害者施設で看ざるをえないということがおこったことをテレビで報道されていたことを、思いだしました。息子は作業所やグループホームで、集団の生活をしているので、感染の拡大や、重症化しないようにするためには、予防接種は必要不可欠なものであると思っています。

けれども、インフルエンザや特にコロナの予防接種費用はとても高額で、息子の障害者年金と作業所工賃では、足りません。作業所の工賃でいえば数か月分の負担になるのです。今は足りない分は、親の年金からだしている状況です。親がいなくなった時、予防接種もうけられないのかと、先を思うと不安でしかありません。

重症化の心配があるのは、高齢者と障害のある人も同じです。高齢者と同様に補助の対象となるように、国に求めるとともに、大阪府として予防接種費用の補助をしていただきたいと切に願います。

73. 障害の特性をふまえた、各種診療が可能な総合病院を整備してください。

<要求実現に向けた願い・資料>

梅の里ホームで生活している利用者の多くが、自身の不調を訴えることが難しい人たちです。職員が体調不良（発熱・呼吸が荒い・顔色が悪い等）に気づき通院すると、そのまま入院ということも珍しくありません。日常的な関わりの中で「最近食欲がないのかな」「いつもよりぼーっとしてる？」「動きがゆっくり」「イライラしてる」「落ち着かない」等、いつもとは異なる様子を感じても、体温、血圧、脈拍、血中酸素濃度、体重、排便、排尿などに大きな変化がなければ、どこの医療機関に相談（どの課を受診すればよいのかわからない）したらよいのかわからないのが現状です。また、入院して治療した方がよいだろうということで入院になった利用者が、翌日に「病院では食事、水分もとれないので退院して施設で対応してください」となったケースもあります。

障害の特性をふまえた各種診療が可能な総合病院があれば、日常的に相談することもでき、入院しなければならぬような状態になる前に治療できることが増えると思います。
安心して生活ができる環境の整備をお願いします。（藤井創）

